

官報

號外

明治三十年三月十六日

火曜日 内閣官報局

○第十回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十五號

明治三十年三月十五日(月曜日)午後一時二十七分開議

議事日程 第二十五號 明治三十年三月十五日
午後一時開議

- | | |
|---|----------------|
| 第一 國有林野法案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第三 砂防法案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第五 費中支出未濟豫算額ノ繰越使用ニ關スル法律案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第七 土地區劃改良ニ係ル法律案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第九 國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第十一 公共道路法案(政府提出) | 第一 読會 |
| 第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第十三 種牡馬検査法案(政府提出貴族院送付) | 第一 読會 |
| 第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一 読會 |
| 第十五 私設鐵道條例中改正法律案(沼田明治二十八年法律第四號中改正法宇源太君外八名提出) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |
| 第十六 私設鐵道條例中改正法律案(重岡薰五郎君外五名提出) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |
| 第十七 道親君提出)登録稅法中改正法律案(南野登記稅法中改正法律案(阿部興人第一讀會ノ續(委員長報告) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |
| 第十八 君外三名提出)酒造稅法中改正法律案(花木甚右衛門君第一讀會ノ續(委員長報告) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |
| 第十九 外九名提出)自家用酒稅法中改正法律案(佐藤忠望君外七名提出) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |
| 第二十 消防組法案(喜多川孝經君外二名提出) | 第一 読會ノ續(委員長報告) |

明治三十年三月十五日

火曜日 内閣官報局

第二十二 特許意匠及商標登録取消ノ審判期間ニ關スル法律案(元田筆君外四名提出)

第二十三 東京市制案(肥塚龍君外三名提出)

第二十四 千代田縣設置法律案(肥塚龍君外三名提出)

第二十五 東京市及千代田縣連帶支辨ノ費用ニ關スル法律案(肥塚龍君外三名提出)

第二十六 及千代田縣ノ警察費用ニ適用スル法律案(肥塚龍君外三名提出)

第二十七 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案(柏田盛文君外三名提出)

第二十八 議士法案(中島又五郎君外三名提出)

第二十九 議長(鳩山和夫君)是ヨリ報告ヲナシマス

第三十 (田中書記官朗讀)

第三十一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第三十二 遠洋漁業獎勵法案

第三十三 生絲直輸出獎勵法案

第三十四 政府委員左ノ通仰付ケラレタル旨松方内閣總理大臣ヨリ通牒アリ

第三十五 内務省所管事務政府委員

第三十六 遞信省所管事務政府委員

第三十七 明治二十二年法律第十號中改正法律案(片岡健吉君)

第三十八 提出者

第三十九 片岡前川又左衛門君

第四十 片岡金岡又左衛門君

第四十一 片岡中村彌六君

第四十二 片岡小室重弘君

第四十三 片岡下河盛君

第四十四 片岡木原半右衛門君

第四十五 片岡石原重弘君

第四十六 片岡小室重弘君

第四十七 片岡守屋此助君

第四十八 片岡尾平太郎君

第四十九 片岡名倉次君

第五十 片岡竹内虎次君

第五十一 片岡黒貞治君

第五十二 片岡中村彌六君

第五十三 片岡藤本金作君

第五十四 片岡小林恒松隆慶君

第五十五 片岡小林乾一郎君

第五十六 片岡同理事

第五十七 片岡古社寺保存法案委員長

第五十八 片岡同理事

第五十九 片岡大阪府兵庫縣境界變更法律案委員長

第六十 片岡同理事

第六十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第六十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第六十三 片岡湯本義憲君

第六十四 片岡目竹内虎次君

第六十五 片岡黒貞治君

第六十六 片岡中村彌六君

第六十七 片岡藤本金作君

第六十八 片岡小林恒松隆慶君

第六十九 片岡小林乾一郎君

第七十 片岡同理事

第七十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第七十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第七十三 片岡湯本義憲君

第七十四 片岡目竹内虎次君

第七十五 片岡黒貞治君

第七十六 片岡中村彌六君

第七十七 片岡藤本金作君

第七十八 片岡小林恒松隆慶君

第七十九 片岡小林乾一郎君

第八十 片岡同理事

第八十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第八十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第八十三 片岡湯本義憲君

第八十四 片岡目竹内虎次君

第八十五 片岡黒貞治君

第八十六 片岡中村彌六君

第八十七 片岡藤本金作君

第八十八 片岡小林恒松隆慶君

第八十九 片岡小林乾一郎君

第九十 片岡同理事

第九十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第九十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第九十三 片岡湯本義憲君

第九十四 片岡目竹内虎次君

第九十五 片岡黒貞治君

第九十六 片岡中村彌六君

第九十七 片岡藤本金作君

第九十八 片岡小林恒松隆慶君

第九十九 片岡小林乾一郎君

第一百 片岡同理事

第一百一十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百一十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百一十三 片岡湯本義憲君

第一百一十四 片岡目竹内虎次君

第一百一十五 片岡黒貞治君

第一百一十六 片岡中村彌六君

第一百一十七 片岡藤本金作君

第一百一十八 片岡小林恒松隆慶君

第一百一十九 片岡小林乾一郎君

第一百二十 片岡同理事

第一百二十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百二十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百二十三 片岡湯本義憲君

第一百二十四 片岡目竹内虎次君

第一百二十五 片岡黒貞治君

第一百二十六 片岡中村彌六君

第一百二十七 片岡藤本金作君

第一百二十八 片岡小林恒松隆慶君

第一百二十九 片岡同理事

第一百三十 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百三十一 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百三十二 片岡湯本義憲君

第一百三十三 片岡目竹内虎次君

第一百三十四 片岡黒貞治君

第一百三十五 片岡中村彌六君

第一百三十六 片岡藤本金作君

第一百三十七 片岡小林恒松隆慶君

第一百三十八 片岡同理事

第一百三十九 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百四十 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百四十一 片岡湯本義憲君

第一百四十二 片岡目竹内虎次君

第一百四十三 片岡黒貞治君

第一百四十四 片岡中村彌六君

第一百四十五 片岡藤本金作君

第一百四十六 片岡小林恒松隆慶君

第一百四十七 片岡同理事

第一百四十八 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百四十九 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百五十 片岡湯本義憲君

第一百五十一 片岡目竹内虎次君

第一百五十二 片岡黒貞治君

第一百五十三 片岡中村彌六君

第一百五十四 片岡藤本金作君

第一百五十五 片岡小林恒松隆慶君

第一百五十六 片岡同理事

第一百五十七 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百五十八 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百五十九 片岡湯本義憲君

第一百六十 片岡目竹内虎次君

第一百六十一 片岡黒貞治君

第一百六十二 片岡中村彌六君

第一百六十三 片岡藤本金作君

第一百六十四 片岡小林恒松隆慶君

第一百六十五 片岡同理事

第一百六十六 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百六十七 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百六十八 片岡湯本義憲君

第一百六十九 片岡目竹内虎次君

第一百七十 片岡黒貞治君

第一百七十一 片岡中村彌六君

第一百七十二 片岡藤本金作君

第一百七十三 片岡小林恒松隆慶君

第一百七十四 片岡同理事

第一百七十五 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百七十六 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百七十七 片岡湯本義憲君

第一百七十八 片岡目竹内虎次君

第一百七十九 片岡黒貞治君

第一百八十 片岡中村彌六君

第一百八十一 片岡藤本金作君

第一百八十二 片岡小林恒松隆慶君

第一百八十三 片岡同理事

第一百八十四 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百八十五 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百八十六 片岡湯本義憲君

第一百八十七 片岡目竹内虎次君

第一百八十八 片岡黒貞治君

第一百八十九 片岡中村彌六君

第一百九十 片岡藤本金作君

第一百九十一 片岡小林恒松隆慶君

第一百九十二 片岡同理事

第一百九十三 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第一百九十四 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第一百九十五 片岡湯本義憲君

第一百九十六 片岡目竹内虎次君

第一百九十七 片岡黒貞治君

第一百九十八 片岡中村彌六君

第一百九十九 片岡藤本金作君

第二百 片岡小林恒松隆慶君

第二百零一 片岡同理事

第二百零二 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第二百零三 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第二百零四 片岡湯本義憲君

第二百零五 片岡目竹内虎次君

第二百零六 片岡黒貞治君

第二百零七 片岡中村彌六君

第二百零八 片岡藤本金作君

第二百零九 片岡小林恒松隆慶君

第二百一十 片岡同理事

第二百一十一 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第二百一十二 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第二百一十三 片岡湯本義憲君

第二百一十四 片岡目竹内虎次君

第二百一十五 片岡黒貞治君

第二百一十六 片岡中村彌六君

第二百一十七 片岡藤本金作君

第二百一十八 片岡小林恒松隆慶君

第二百一十九 片岡同理事

第二百二十 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第二百二十一 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第二百二十二 片岡湯本義憲君

第二百二十三 片岡目竹内虎次君

第二百二十四 片岡黒貞治君

第二百二十五 片岡中村彌六君

第二百二十六 片岡藤本金作君

第二百二十七 片岡小林恒松隆慶君

第二百二十八 片岡同理事

第二百二十九 片岡特别委員左ノ通指名セリ

第二百三十 片岡山林行政ノ機關ヲ地方廳ニ置クノ建議案委員

第二百三十一 片岡湯本義憲君

第二百三十二 片岡目竹内虎次君

第二百三十三 片岡黒貞治君

第二百三十四 片岡中村彌六君

第二百三十五 片岡藤本金作君

○議長（鳩山和夫君）是ヨリ會議ヲ開キマス
○田中正造君（三十五番）先月二二日ニ質問書ヲ出シマシテ、質問ノ要領ヲ説明シテゴザイマスガ、今日二十日カニナリマスケレドモ、マダ答辯ガゴザイマセヌ、ソレハ定メシ、質問書ヲ見テカラ、狼狽シテ方々調査スルトカ、

何トカ云フ譯デゴザイマセウ、平日遊ンデ居ル官吏ハ、イヅレソンナモノアル、到底満足ヲ得ル所ノ答辯ハ出來ル譯ハナイノデアル、ドウセ満足ヲ得ル答辯が出來ナイナラバ、早クシテ貰ハナケレバナラナイ、再度ノ質問再三是カラ質問ヲシナケレバナラナイノデアル、ドウセ是マデ仕事ヲシナイテ、遊シテ居ル官吏ニ何が出來ルモノデアル、何日掛チテモ出來ナイ、不完全デモ、不出來ナガラモ、ドンナ粗末ナ調査デモ、早ク質問ニ相當ナル時日ノ中ニシナインデゴザイマス、此事ハソレヽ多數ノ人ヲ以テ提出ニナラテ居コトデゴザイマスカラ、イツマデ等閑ヲテ置ク譯ニハ參リマセヌカラ、一應

○議長（鳩山和夫君）是ヨリ本日ノ日程ニ入りマス、日程第一、國有林野法案
第一 認議案（政府提出）
〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕
第一讀會
國有林野法
第一章 總則
謂フ
第一條 此ノ法律ニ於テ國有林野ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル森林原野ヲ
第二條 國有林野ニシテ國土保安上又ハ國家經濟上保存ノ必要アルモノハ賣拂、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス
第三條 國有林野及其ノ產物ノ賣拂、讓與並ニ交換ハ其ノ物件ノ引渡ヲ終了スルニアラサレハ所有權ヲ移轉セス
第二章 賣拂
第四條 國有林ニシテ左ノ各項ニ該當スルモノハ賣拂フコトヲ得ス
五一 保安林
二 一百町歩以上ノ森林
三 國有林野ノ賣拂ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テスルコトヲ得
第五條 公用又ハ公益事業ノ爲メ必要アルトキ
二 市町村ノ基本財產ニ充ツルトキ
三 社寺上地ノ森林其ノ他特別ノ緣故アル國有林野ヲ其ノ社寺又ハ其ノ
第六條 緣故アル者ニ賣拂フトキ
一 公用又ハ公益事業ノ爲ニ賣拂フトキ
二 交通不便ナル地方ニ於ケル鑛業ノ爲ニ賣拂フトキ
三 地元市町村住民ノ自家用ノ爲ニ賣拂フトキ
四 開墾牧畜又ハ植樹ノ爲メ貸付シタル國有林野ヲ其ノ事業ヲ成功シタ
ノ得
一 公用又ハ公益事業ノ爲ニ賣拂フトキ
二 交通不便ナル地方ニ於ケル鑛業ノ爲ニ賣拂フトキ
三 地元市町村住民ノ自家用ノ爲ニ賣拂フトキ

四 非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ自家用ノ爲ニ賣拂フトキ
五 遺船ノ爲メ特種ノ用材ヲ賣拂フトキ
六 國有林内ノ林業附帶ノ用ニ供スル爲ニ賣拂フトキ
七 從來ノ慣行ニ依リ賣拂フトキ
八 建築修繕等ノ爲メ社寺上地林ノ產物ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
九 國有原野ノ貸付ヲ受ケタル者ニ其ノ土地ノ產物ヲ賣拂フトキ
十 見積代價二百圓ヲ超エサル產物ヲ賣拂フトキ

第七條 國有原野ハ開墾ノ爲メ豫メ其ノ價格及成功期間ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得
第八條 賣拂ノ豫約ヲ爲シタル原野ハ成功期間中無料ニテ貸付スルゼノト
第十條 賣拂ノ豫約ヲ爲シタル原野ニシテ豫定ノ期間内ニ事業成功セサル
トキハ其ノ豫約ヲ取消スコトアルヘシ
第九條 賣拂ノ豫約ヲ爲シタル原野ニシテ成功期間中公用又ハ公益事業ノ爲メ必要ヲ生シタルトキハ豫約ヲ取消シ之ヲ返還セシムルコトヲ得但シ
直接ノ損害ハ政府之ヲ辨償ス
第十一條 賣拂ノ豫約ヲ爲シタル原野ニ其ノ產物ハ賣拂代金ヲ完納スルニアラサレハ物件ヲ引渡スコトヲ得ス

第三章 貸渡
第十二條 國有林野ノ貸付ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テスルコトヲ得
一 公用又ハ公益事業ノ爲メ必要アルトキ
二 開墾牧畜又ハ植樹ノ爲ニ貸付スルトキ
三 一箇年貸付料二百圓ヲ超エサルトキ
第十三條 國有林野ヲ貸付スルトキハ相當ノ貸付料ヲ徵收スヘシ但シ公用又ハ公益事業ノ爲ニ貸付スルトキハ貸付料ヲ免スルコトヲ得
第十四條 國有林野ノ貸付料ハ前納スルモノトス但シ貸付期間一箇年ヲ超ユルトキハ毎年一回以上ノ納期ヲ定メテ前納ト爲スコトヲ得
府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ貸付スルトキハ前項ニ依ラサルコトヲ得
第十五條 國有林野ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超過スルコトヲ得ス
一 植樹ノ爲ニハ五十箇年
二 家屋、倉庫其ノ他ノ建設物ノ爲ニハ二十箇年
三 其ノ他ノ場合ハ十箇年
國有原野ノ賣拂ヲ豫約シタル場合ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ依リ貸付期間内ニ開墾ヲ成功スルコト能ハサルトキハ貸付期間ノ二分ノ一ヲ超エサル期間内延期スルコトヲ得
第十六條 國有林野ノ借受人ハ其ノ森林原野ヲ轉貸スルコトヲ得ス
第十七條 國有林野ノ貸付ハ其ノ期間内ト雖公用又ハ公益事業ノ爲メ必要ヲ生シタルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ス
第十八條 國有林野ハ國有林ノ經營上又ハ國土保安上必要ナル他ノ同價格

第十八條 第四章 交換
國有林野ハ國有林ノ經營上又ハ國土保安上必要ナル他ノ同價格

以上ノ土地森林原野ニ限り交換スルコトヲ得
第十九條 國有林野ハ左ニ掲タル場合ニ於テ交換ヲ爲スコトヲ得ス

一 交換スヘキ國有林野ニ比シ交換ニ依リ取得スヘキ土地森林原野ノ段

別少ナキトキ

二 交換ニ依リ取得スヘキ土地森林原野ノ近傍ニ國有林在ラサルトキ但

シ段別百町歩以上ノ喬林ハ此ノ限ニアラス

三 交換ニ依リ取得スヘキ土地森林原野ノ上ニ第三者カ權利ヲ有スルト

*
第五章 譲與

第二十條 交換スヘキ國有林野ハ交換ニ依リ取得スヘキ土地森林原野ノ引渡ヲ受ケタル後ニアラサレハ引渡スコトヲ得ス

第二十一條 國有林野ハ左ノ場合ニアラサレハ譲與スルコトヲ得ス

一 公立ノ學校、病院ノ用地トシテ五段歩以下ノ森林原野ヲ下付スルトキ

二 公共ノ道路、堤塘、溝渠又ハ溜池等ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ府

縣郡市町村其ノ他公共團體ニ下付スルトキ

第二十二條 國有林野ニ於テ入會ノ慣行アル箇所ニ於テハ其ノ森林原野ヲ

保護スルノ報酬トシテ其ノ入會者ニ副產物無料採取ヲ許ス但シ既往ノ契

約上他ニ採取ヲ許可セシ者ハ此ノ限ニアラス

其ノ入會者ニ於テ保護ノ義務ヲ怠ルトキハ副產物ノ採取ヲ差止ルコトア

ルヘシ

副產物ノ採取ハ主產物ノ蕃殖ヲ害スルコトヲ得ス

第二十三條 用途ヲ指定シテ譲與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用

途ニ使用セサルトキハ其ノ所有者ヨリ之ヲ返還セシム

指定ノ用途ニ使用スルモ使用ヲ始メタル後五箇年以内ニ其ノ用途ヲ廢シ

タルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テハ其ノ森林原野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ無

效トス
第六章 部分林

第二十四條 契約ニ依リ仕付人ニ於テ國有林野ニ造林シ國ト其ノ收益ヲ分取スル森林ヲ部分林ト爲ス

部分林ノ保護ハ仕付人ノ義務トス

第二十五條 國有林ニ於テハ舊來ノ部分林跡地ニ限り部分林ヲ仕付ケシム

ルコトヲ得

第二十六條 部分林分收ノ步合ハ三官七民乃至七官二民トス

第二十七條 部分林仕付人ハ官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其ノ分收權ヲ賣買、讓與、交換シ又ハ負債ノ抵償ト爲スコトヲ得ス

第二十八條 部分林ニ於テハ根株ハ特別ノ契約アルモノ、外國ノ所有トス

第二十九條 部分林ノ仕付地ヲ其ノ附帶事業ノ爲ニ使用スルトキハ使用料ヲ徵收セス

第三十條 部分林仕付人ハ小柴ヲ除クノ外無代價ニテ其ノ副產物ヲ採收スルコトヲ得

第三十一條 部分林ニ於テ手入ノ爲メ伐採シタル小柴及十年生以下ノ部分

木ハ仕付人無代價ニテ取得スルコトヲ得
第三十二條 部分林仕付人指定ノ期間内ニ部分林ノ仕付ヲ終ラサルトキハ

契約ヲ解除シ仕付ヲ爲スヘキ森林原野ニ對スル其ノ期間相當ノ貸付料ニ

當ル金額ヲ徵收ス但シ天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲メ部分林ノ仕

付ヲ終ラサルトキハ此ノ限ニアラス

第三十三條 部分林仕付人部分林ノ保護ヲ怠リ林相成立ノ見込ナキトキハ

政府ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ其ノ仕付ケタル樹木ハ國ノ所有ニ歸

ス仕付人ハ其ノ損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

第三十四條 部分林ノ伐採跡地ニハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ引

續キ栽植スルコトヲ得ス

第三十五條 部分林ノ分收方法ハ當該官廳之ヲ定ム

第三十六條 國有林野中從來法令又ハ慣行ニ依リ私人若ハ町村其ノ他公共團體ニ於テ分收ノ權ヲ有スル森林ニ付テハ分收ノ步合ヲ除クノ外此ノ法

律ヲ適用ス

第三十七條 公用又ハ公益事業ノ爲メ必要ヲ生シタルトキハ部分林仕付人ニ其ノ仕付ケタル樹木ノ時價ヲ分收ノ步合ニ應シテ辨償シ契約ヲ解除スルコトヲ得

第七章 社寺委託林

第三十八條 社寺上地ノ國有林ハ之ヲ上地シタル社寺ニ其ノ全部又ハ一部ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第三十九條 社寺委託林ハ段別百町歩ヲ超ユルコトヲ得ス但シ地形上又ハ森林ノ經營上此ノ制限ヲ超過スルコトヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第四十條 社寺委託林ハ其ノ社寺ニ於テ自費ヲ以テ境界ヲ標示シ看守ヲ設置シ保護ノ責ニ任ス

第四十一條 社寺委託林ノ副產物ハ造林其ノ他森林保護ニ害ナキ限り無代價ヲ以テ其ノ社寺ニ採收セシムルコトヲ得

第四十二條 社寺委託林ノ竹ハ指定ノ伐採員數ニ對シ其ノ三分ノ一以下ヲ無代價ニテ社寺ニ下付スルコトヲ得

第四十三條 社寺ノ建築、修繕ノ用ニ供スル爲メ其ノ委託林ニ於テ風致其ノ他國土保安ニ關係ナキ樹木ニ限り其ノ伐採ヲ許可スルコトヲ得

第四十五條 社寺ハ官廳ノ許可ヲ得ルトキハ自費ヲ以テ其ノ委託林内ニ樹苗ヲ栽植スルコトヲ得

前項ニ依リ栽植シタル樹木ハ官廳ノ許可ヲ得テ伐採シ無代價ニテ取得スルコトヲ得

第四十六條 社寺上地ノ國有林ノ上ニ有スル第三者ノ權利ハ本章ノ規程ニ依レル委託ノ爲ニ其ノ效力ヲ妨ケラル、コトナシ

第四十七條 左ノ場合ニ於テハ社寺委託林ノ全部又ハ一部ニ對シ其ノ委託

ヲ解除スルコトアルヘシ

二 一
社寺ノ管理者此ノ法律ノ規程ニ違背シ又ハ義務ヲ怠リ又ハ委託林ニ
對シ森林ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ
公用又ハ公益事業ノ爲必要ヲ生シタルトキ

社寺ノ管理者此ノ法律ノ規程ニ違背シ又ハ善
對シ森林ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ
公用又ハ公益事業ノ爲メ必要ヲ生シタルトキ

第八章 部則
第四十八條 國有林野ヲ管理シ若ハ其ノ管理ニ關係アル事務ヲ取扱フ官吏ハ國有林野ノ護渡ヲ受ケ又ハ借受ヲ爲スコト得ス

第四十九條 此ノ法律施行前ニ國有林野ノ賣拂又ハ貸付ノ契約ヲ爲シタルモノハ總テ舊契約ニ依ル

第五十一條 主務大臣ハ毎會計年度間ニ於ケル國有林野ノ增減異動ヲ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

第五十二條 第五十條ノ國有林野現在表第一回ノ報告ハ明治二十四年三月三十一日ノ現在ニ據ル
第五十三條 此法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

大竹貫一君(七十四番) 羅災救助基金法案ノ委員會ヲ開キマスカラ暫ク退席シタイ
議長(鳩山和夫君) 大竹君カラ退席シテ委員會ヲ開キタイト云フ求ガアリ
ス许シテ差支アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
議長（鳩山和夫君）許スコトニ致シマス

高橋小十郎君（二百六十四番） 脂糸取締役兼ノ委員會三席
カラ、暫時缺席ノコトヲ御諸リヲリ……
議長（鳩山和夫君）ヨリ退席シテ委員會ヲ開キタイト云フ求

アリ、本ガ詔ミテ宣セサリ、本ガ
議長（鳩山和夫君）「異議ナシ」ト呼フ者アリ——政府委員金子堅太郎君

(政府委員農商務次官金子堅太郎君演壇ニ登ル)

、相俟^{シテ}テ森林法ノ整理統一ヲ致シマスル法案デゴザイマスル、御承知ノ通、森林法ヲ以テ國有林、御料林、其他民林全體ヲ監理致シマスル、官有林野ノ、良吉案ノ以ニハ民所有權ヲ誤^ミタテ國有ニ歸^スハシタノヲ、比祭平根良^ヲ異^シ

元ト、永ノ所有主ニ下ゲルト云。フ臨時ノ法案デゴザリマス、此一事ヲ終シタト
元ノ森林トシテ經營スペキ所ノ方法、及監督スペキ所ノ規程ガ、

チ此森林——官有ノ林野法ニコサイマヌカラ、是ハ是ヘテモ多シ其規程ハ
ザリマシタケレドモ、時ノ必要ニ應シ簡々別々ニ編入ニナシテ居リマシテ、國有
地ノ缺ク憂ガゴザイマス、故ニ、此際一齊ニ此法案ニ總括致シマシテ、國有

森林ノ管理 及經營ノ方針ヲ是ニ一定致シタルモノテコサリマフカラ、何卒
ノ法案ト相俟テ速ニ諸君ノ御協賛アランコトヲ偏ニ希望致シマス。
田中正造君(三十五番) 今日ハ農商務ノ役人モ出テ居リマスカラ、唯今ノ

ノ催促ニ就イテ答辯ヲシマスヤウニ
議長鳩山和夫君) ヴレハ此案ニハ關係ガナイ様ニ考ヘマスル

第三 砂防法案(政府提出) (左ノ議案ハ朗讀ヲ經サル)

○吉田榮吉君(二百五十六番)此選舉ハ議長ノ指名ニ致シ
○議長(鳩山和夫君)特別委員選舉ハ、議長ノ指名ニスル
マス、賛成ガアリマスカ
○議長(鳩山和夫君)御異議ガナケレバ、其通決シマス、
案〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○政府委員農商務省山林局長高橋琢也君演壇ニ登ル
○政府委員(高橋琢也君) 頃ニ公用、若クハ公益事業ト云
マス方ニハ、讓與其他幾分ノ寛典方與ヘテゴザイマスコト
私立ト云フト、成程學校ノ如キハ或ハ公益ヲ致スモノデモ
ヒマスケレドモ、既ニ私立ト云フモノデゴザイマスレバ、
業ニナツテ居リマス、是等ニ無代デ國有財產ヲ下附スルト
際限モナツレデアリマスカラ、ソレハ下付シナイ、詰リ
精神デアリマス
○議長(鳩山和夫君) 御質問ガナケレバ次ノ日程ニ移ラウ
日程ニ移リマス

(政府委員農商務省山林局長高橋琢也君演壇ニ登ル)
○政府委員(高橋琢也君) 御答ヲ致シマスルガ、私立ノ學校、病院、其他私
立上ノモノニハ讓與ヲ致シマセヌト云フ精神デゴザリマス
○芦塚省三君(百八十二番) 私立ノ學校、病院ニハ讓與シナイト云フノハ、
何カソレニハ與ヘルト、多數ノ私立學校、多數ノ私立病院デアルカラシテ、
限アル原野ヲ以テ、限ナキ學校等ノ求ニ應ズルコトガ出來ナイト云フ、御認
メデモ就イテ居ルノデゴザリマスカ、又別ニ何カ不都合ナ所デモアルノデゴ
ザリマスカ、ソレヲ一應確メテ置キタイ

○芦塚省三君（百八十二番）チヨウト政府委員ニ質問ヲ致シタイ、本案ノ第
五章ノ第二十一條ノ一項ノ所デアリマスガ「公立ノ學校、病院ノ用地トシテ
五段歩以下ノ森林原野ヲ下附スルトキ」ト斯ウゴザイマスガ、私立尋常中學
或ハ私立ノ農業學校、其他私立ノ相當ノ資格ヲ備ヘテ居ル所ノ學校、又ハ私
立ノ病院ニシテモ、公立病院ト同様ノ規模ヲ大キクシ、又計畫ヲ大キクシテ
居ル所ノ私立ノ病院モアルヤウニ考ヘマス、現ニ當府下ノ如キニ於キマシテ
モ彼ノ北里病院ノ養生園杯ニ於テモ、隨分公立ナリ、或ハ官立ナリノ病院ニ
劣ラナイ位ノ規模經營ヲ備ヘテ居ル所ノ病院ナゾデゴザリマスガ、是等ノ私
立學校、私立病院ナドニ對シテ、五段歩以下ノ森林原野ヲ必要トスル場合ニ
ハ、此讓與ヲ出願致シマシタ際ニハ、是ハドウモ私立學校デアル、是ハ私立
病院デアルカラ讓與ハ出來ナイト云フノ御趣意デゴザリマスカ、其邊ヲチヨウ

第二章 土地ノ制限及砂防設備
第三章 砂防ニ關スル費用ノ負擔、土地所有者ノ権利義務並收入等

第四章 警察、監督及強制手續

第五章 訴願及訴訟

第六章 附則

砂防法

第一章 総則

第一條 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト稱スルハ主務大臣ノ指定シタル土地ニ

於テ治水上砂防ノ爲施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト稱スルハ砂防設備ノ

爲ニ施行スル作業ヲ謂フ

第二條 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ爲一定ノ

行爲ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス

第三條 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ主務大臣ノ指

定シタル土地ノ範圍外ニ於テ治水上砂防ノ爲施設スルモノニ準用スルコ

トヲ得

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第四條 第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ地方行政廳ハ治

水上砂防ノ爲一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲必要ナルカ又ハ其

ノ利害關係一府縣ニ止マラサルトキハ主務大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スル

コトヲ得

第五條 地方行政廳ハ其ノ管内ニ於テ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル

土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其

維持ヲナスノ義務アルモノトス

第六條 砂防設備ニシテ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲必要ナルカ又ハ其ノ利

害關係一府縣ニ止マラサル場合ニ於テハ主務大臣ハ之ヲ管理シ又ハ其ノ

工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公

共團體ノ行政廳ニ命シテ其ノ工事ヲ施行セシメ又ハ其ノ維持ヲナサシム

ルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ此ノ法律ニ依リ地方行政廳ノ有スル職權

ヲ直接施行スルコトヲ得

第七條 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級行政廳ヲシテ砂防工事ヲ施行セシメ

又ハ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第八條 他ノ工事、作業其ノ他ノ行爲ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ

生スルトキハ地方行政廳ハ其ノ行爲ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行

ン又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得ス

第九條 行政廳ハ砂防工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

第十條 第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ對シテハ勅令ノ定ム

ル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十一條 砂防工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第三章 砂防ニ關スル費用ノ負擔、土地所有者ノ権利義務並收入等

理維持並砂防工事ニ要スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第十三條 砂防工事ニ要スル費用ハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ府縣ニ補助スルコ

トヲ得

前項國庫ノ補助額ハ工費豫算ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス

本條ノ補助金ハ精算ノ上其ノ費用ノ三分ノ二ヲ超過スルコトアルモ其ノ

超過額ヲ還付セシメザルコトヲ得

災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本條ニ依ルノ限ニ在

ラス

第十四條 第六條ニ依リ主務大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ

砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ府縣ヲシテ前項費用ノ三分ノ一以内ヲ負

擔セシムルコトヲ得

前項ニ依リ府縣ノ負擔スヘキ金額並其ノ年度割及納付期限等ハ主務大臣

之ヲ定ム

第十五條 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團體ヲシテ砂防ニ關スル費用

ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十六條 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行爲ニ因リ必要ヲ生ス

ルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タ

ル工事、作業其ノ他ノ行爲ニ關シ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシ

ムルコトヲ得但シ河川法第三十二條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 砂防工事ニシテ他ノ府縣若ハ他府縣内ノ公共團體ニ於テ著シク

利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ府縣若ハ其ノ府縣内ノ公共團體ヲシテ

其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十八條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ノ命シ

タル事項ヲ遵守スル爲ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除ク

ノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第十九條 公共團體ハ砂防工事ヲナスコトヲ得

主務大臣若ハ地方行政廳ニ於テ義務者ノ履行スヘキ義務ヲ自ラ執行シ又

ハ第三者ヲシテ執行セシメタルカ爲ニ要シタル費用ハ其ノ義務者ヨリ之ヲ追徵スルコトヲ得

第二十條 公共團體ハ砂防ニ關スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ區域内ノ下級

公共團體ニ補助ヲナスコトヲ得

第二十一條 公共團體ハ砂防ニ關スル費用ニ付キ利害關係ノ厚薄ヲ標準ト

シテ其ノ區域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第二十二條 砂防工事ヲ爲必要ナルトキハ地方行政廳ハ管内ノ土地若ハ森

林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時價相當ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係

ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時價ニ

關シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナル

トキハ地方行政廳ハ相當ト認ムル金額ヲ供託シテ本條ノ供給ヲナサシム

ルコトヲ得

第二十三條 砂防ノ爲必要ナルトキハ行政廳ハ第二條ニ依リ主務大臣ノ指

定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等

ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得

二十四條 第二條 三依リ主務大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ關係人ハ行政廳若ハ其ノ命ヲ受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ施行シ又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ拒ムコトヲ得ス

二十五條 法律 命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

二十六條 此ノ法律ニ依リ行政廳ニ於テ下付スヘキ補償金若ハ賠償金ハ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ノ負擔トス

二十七條 砂防設備ヨリ生スル收入ハ府縣ニ歸ス但シ地方行政廳ハ其ノ收入ヲ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地若ハ其ノ土地ニ在ル森林ノ所有者又ハ其ノ砂防設備ノ施設者ニ下付スルコトヲ得

二十八條 砂防設備ニシテ其ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ之ヲ其ノ砂防設備ノ現在スル土地若ハ森林ノ所有者ニ下付スルコトヲ得

四章 警察、監督及強制手續 第四條 三依リ主務大臣若ハ地方行政廳ニ於テ一定ノ事項ニ對

二十九條 第四條 三依リ主務大臣若ハ地方行政廳ニ於テ一定ノ事項ニ對シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣若ハ地方行政廳ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ設備ノ變更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

三十條 法律、命令若ハ許可ノ條件ニ違背シタル者ハ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事實ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スルキ損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

三十一條 地方行政廳ハ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地監視ノ爲並砂防設備管理ノ爲吏員ヲ置クヘシ其ノ定員、給料、手當、職務權限並其ノ費用ノ負擔者等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

三十二條 主務大臣ハ砂防ニ關スル行政ヲ監督ス

地方行政廳ヲシテ第一次ニ於テ監督セシムヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ主務大臣若ハ地方行政廳ノ認可ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

三十四條 主務大臣ハ地方行政廳ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ニ關シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

三十五條 義務者ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ履行セス若ハ之ヲ履行スルモ必要ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ履行ノ方法宜ヲ得サルトキハ主務大臣若ハ地方行政廳ハ

自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得ス

第三十六條 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ主務大臣若ハ地方行政廳ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ五百圓以内ニ於テ指定シタル過料ニ處スルコトヲ得

三十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ保證金ヲ納付セシメタル場合ニ於テハ行政廳ニ於テ直ニ之ヲ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

前項保證金ハ他ノ債權ノ爲ニ差押フルコトヲ得ス

三十八條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ負擔スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政廳ニ於テ國稅ノ滯納處分ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項保證金ハ他ノ債權ノ爲ニ差押フルコトヲ得ス

三十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ公共團體ニ於テ負擔スヘキ費用ニ關シテハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外主務大臣若ハ地方行政廳ハ必要ナル場合ニ於テハ金額ヲ定メテ之ヲ其ノ豫算表ニ掲ケ其ノ他必要ナル處分ヲ指揮シ直ニ其ノ金額ヲ支出セシムルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ハ行政處分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

四十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シテハ砂防視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

四十一條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シテハ命令ヲ以テ二百圓以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

四十二條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣若ハ地方行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ行政廳ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

四十三條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタル私人若ハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟後提起スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

四十四條 第二十五條ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共團體ハ損失ヲ得

害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
法律命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前
數條ノ手續又ハ監督官廳ノ決定ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタ
ル後ニアラサレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス但シ此ノ場合ニ於テハ
前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス
第四十五條 第二十二條若ハ第二十三條ニ依リ下付スヘキ補償金額ニ對シ
不服アルトキハ行政廳ニ於テ金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ
民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ第二十三條ノ場合ニ於テ補償金請求ノ
後六箇月以内ニ其ノ金額ノ通知ナキトキハ其ノ期限經過後六箇月以内ニ
民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項
ニ關シテハ本章ノ規程ニ依リ特ニ許シタル場合ヲ除クノ外訴願若ハ行政
訴訟ヲ提起シ又ハ行政廳ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第六章 附則

第四十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス
此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十八條 第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ在ル從來ノ砂防ニ
關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設クル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規程
ニ依ル

○政府委員内務次官中村元雄君演壇ニ登ル
由ニ就キマシテ簡單ニ一言申上ゲマス、砂防事業ヲ施行スルコトノ今日必
要ナルコトハ、最早茲ニ喋々待チマセヌコトデアリマスガ、簡単ニ一言茲
ニ申上げ置キマスハ、即チ我邦ニ於テ人口ノ蕃殖ト、文化ノ進歩、是ニ伴ヒ
マシテ薪炭用材ノ需要追々増加シマスルノミナラズ、荒蕪地ノ開墾ノ如キ、
又各種ノ土工事業ノ如キ、年ヲ逐フテ其歩ヲ進メ來リマシタ事ニアリマス、
デ山地ニ於テ營ム所ノ事業モ、漸次大イニ増加致シマシタ其結果ハ、山地ノ
狀態が誠ニ荒廢ノ有様ニ陥リマシテ、從々テ土砂ノ流出ヲ促シマシテ、河
床ガ大イニ高クナリマシテ、從々テ追々河川ノ狀態が誠ニ宜シカラザル有様ニ
ナリマスコトデ、近年洪水震災ノ頻ニ臻リマスガ、畢竟是等モ其原因ノ一デア
ラウト思ヒマス、之ヲ甚シク申シマスレバ其原因ノ大イナルモノカトモ考ヘ
ラレマス、デ今日ニ於キマシテ速ニ此荒廢ノ防遏ヲ圖リマシテ、一方ニ於キ
マシテハ又是迄ノ良イ所ノ形ヲ失ハザルヤウニ取締ヲ施シマシテ、將來ノ荒
廢ヲ豫防致シマシテ、又一方ニハ既ニ荒廢ニ歸シタル山地ヲ能ク其設備ヲ施
シマシテカラ、此先キ山地ノ狀態ヲ改良スルハ、實ニ目下緊急ノ事業ト存ジ
マス、此砂防事業ニ關シマスル制度ハ、今日ドウモ完全シタルモノガアリマ
セヌデ、事業ノ施行上、御承知ノ通甚ダ遺憾ノ事が多ウゴザイマス、デ政府
ニ於キマシテモ今回新ニ砂防法案ヲ編成シマシテ、本期ノ議會ニ提出致シマ
ス、運ビニ漸ク至リマシテゴザイマス、前ニ申シマシタ如ク、今日砂防事業ヲ
施行致シマスルハ、實ニ必要ノコトデアリマシテ、別ニ此處ニ喋々申上ゲズ
トモ明ナル事實デアリマスカラ、ドウカ諸君、本法案ノ必要ヲ御認メニナリマ
シテ、速ニ我國ニ砂防事業ノ進歩ノ基礎ヲ定メルコトニ御協賛アッテ、ドウ
カ御可決アランコトヲ切ニ希望致シマス

○議長(鳩山和夫君) 別ニ御質問ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、日程第

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十九番) 此砂防法案ハ、餘程關係ノ多クシテ、又各
講究シタキ廉モ必ズアラウト思フ、故ニ特別ニ委員ノ數ヲ十八名トシテ、議
長ノ指名ニ致シタイ、森林法案ト關係ガアルカラ、同一ノ委員ニ付託スルト
云フヤウナ議論ガアルカラセ知ラヌケレドモ、森林法案ノ委員ニハ數多ノ案ヲ
委任シテアリマシテ、餘程御手數ノモノデアルト思ヒマスカラ、是ハ特ニ十
八名ヲ選出シタイ、併シ議長ノ見込ヲ以テ同ジモノヲ選ムコトハ、議長ノ見
込デアリマスカラ、致方ガナイ

○湯本義憲君(十九番) 此委員ニ於キマシテハ、十八名ト云フ吉本君ノ仰
セデゴザイマスガ、矢張是ハ九名ニシテ調査ヲ致シマシタ方ガ宜カラウト思
ロマス、九名ノ委員ヲ議長ノ指名ニ於キマシテ、ドウカ選定アラレンコトヲ

望ミマス
○議長(鳩山和夫君) 議長指名ト云フコトニ就イテハ、御異議ガナイヤウデ
アリマスカラ、數丈ニ就イテ採決シマス、十八名ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メ
マス

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、委員ハ規則ノ通九名ト致シマス、日
程第五、明治二十九年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額
ノ繰越使用ニ關スル法律案、第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、委員ハ規則ノ通九名ト致シマス、日
程第五、明治二十九年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額
ノ繰越使用ニ關スル法律案、第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、委員ハ規則ノ通九名ト致シマス、日
程第五、明治二十九年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額
ノ繰越使用ニ關スル法律案、第一讀會

第五 事費中支出未濟豫算額ノ繰越使用ニ關スル法律案(政府提出)

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十九年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額
ノ繰越使用ニ關スル法律案

明治二十九年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中一時賜金及其ノ取扱ニ
關スル諸費ニシテ明治二十九年度ニ於テ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ
支出未濟ノ豫算額ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

○湯本義憲君(十九番) 私ハ豫算會議ニ於キマシテ必要ノコトモアリマスカラ、是ヨリ退場ヲ仕リマスルヤウニ致シタイ、ドウカ許可ヲ願ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 諸君ニ於テ御異議ナケレバ許スコトニ致シマス

(政府委員海軍省經理局長海軍主計總監勇鶴川口武定君演壇ニ登ル)
○政府委員(男爵川口武定君) 唯今日程ニ上リマシタ海軍省所管ノ臨時軍事
費ノ繰越ニ係ル法律案ゴザイマス、其之ヲ要シマスル理由ハ、理由書ニモ
ゴザイマスル通り、海軍ノ臨時軍事費ト申スモノハ、此二十九年度中ニス
カリシマヒマスル考デゴザイマシタ、然ルニ此臺灣地方ノ戰後ニ係リマシタ
モノハ、一時賜金ニ係ル取調書ヲ、常備艦隊司令長官ノ方デ調べマシテ、ソレ
ヲ臺灣總督府へ回シマス節二、臺灣ニ於キマシテ臺北ノ停車場カラ總督府ヘ
來ルマデニ、賊ニ其書類ヲ入レタ行李ヲ盜マレマシタノデ、ソレデ其夜カラ
直グニ十分ノ搜索ヲ遂ゲマシタ所ガ、翌日淡水川ノ邊リニ於テ見出シマシタ

ガ、其柳行李ノ半分丈ガ流出シタモノト見エテ、見エマセヌノデ、片割レノ柳行李ニ半分ノ書類ガ残ツテ居フタト云フヤウナコトデゴザイマス、ソレデ再ビ之ヲ調べ替ヘナケレバナラスト云フ困難ガ生ジマシタノデ、之ヲ調査等シマフルニハナカク時日ガ掛リマスカラ、逆モ此二十九年度中ニハ、残ラズ仕上ゲテ其筋ヘ申達スル譯ニハ參リマセヌ、餘儀ナク此一時賜金ニ係ル分ト、是ニ屬スル所ノ費用トモ、併セテ三十年度ヘ繰越シテ使用スルコトヲ希望致シマス

○議長(鳩山和夫君) 御質問ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、日程第六

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此委員モ議長ノ指名ニ致シタイ

○議長(鳩山和夫君) 此特別委員選舉ヲ議長ニ委任スルト云フ動議ガアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○吉本榮吉君(二百五十六番) 然ラバ其通ニ決シマス、日程第七、土地區割改良ニ係ル法律案、第一讀會

第七 土地區割改良ニ係ル法律案(政府提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

政府ノ許可ヲ受ケ土地改良ノ爲メ市町村内ノ土地所有者ノ全部又ハ一部共同シテ其ノ區割形狀ヲ變更スルトキハ其ノ變更ニ係ル土地ノ地價ハ現地價ノ合計額ヲ每筆相當ニ配賦シ之ヲ定ム

○議長(鳩山和夫君) 別ニ御質問ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、日程第八

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此法案ハ先キノ登錄稅法中改正法律案ノ委員ニ付託スルト云フコトニ致シタイ

○議長(鳩山和夫君) ソレナラバ此關係ノアリマスル登錄稅法中改正法律案ノ委員ニ付託スルト云フ動議ガアリマスガ、異議ハアリマセヌカ

○議長(鳩山和夫君) 然ラバ其通ニ決シマス、日程第九、國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律案

第九 國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律案
第一條 府縣郡市町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國庫ヨリ其ノ費用ヲ補

助スルモノニ關シ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ事業ノ設計施
行管理並經費收支ノ方法等ニ付期間ヲ指定シテ之ヲ變更ヲ命シ若シ命ニ
從ハサルトキハ直ニ之ヲ變更スルコトヲ得
主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業ノ全部若クハ一部ヲ直接
施行スルコトヲ得

第二條 前條ノ事業ニ關シ經費ノ負擔ヲ爲シ又ハ經費ノ變更ヲ爲スヘキ場

合ニ於テ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ
直ニ豫算ヲ定メ又ハ豫算ヲ追加シ若クハ更正シ必要ナル費用ヲ支辨セシ
ムルコトヲ得

第三條 此ノ法律ニ規定シタル主務大臣ノ職權ハ其ノ委任ヲ受ケタル地方
長官ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四條 府縣郡市町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國ノ事業ト關聯スル場
合ニ於テハ此ノ法律ノ規程ヲ準用スルコトヲ得

第五條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員内務次官中村元雄君演壇ニ登ル)

○政府委員(中村元雄君) 本法案ハ極テ簡單ノモノデアリマシテ、別ニ説明ヲ爲ス事項モ少イ譯デアリマスケレドモ、チヨット一言申上ゲマス、近年御

承知ノ如ク、府縣以下各公共團體ニ於キマシテ水道、築港、其他大事業ヲ經營致シマスルコトガ大分殖エマシタ、デ其中ニハ國庫ヨリ其費用ノ一部ヲ補助セラル、モノガアリマスルシ、又國庫ヨリ補助ヲ受ケザルモ、其事業ガ國ノ事業ト密接ノ關係ヲ有スルモノガアリマスカラ、是等ノ事業ハ其關係スル所ノ重大ナルモノデアリマスカラ、事業ノ成效ト完全ヲ期シマスルタメニハ、外ノ事業ノ如ク、全ク之ヲ其公共ノ團體ノミニ放任シテ置キマスルノハ、不利益且ツチト懸念ノ點モ鮮ナカラヌコトデゴザイマスカラ、將來ハ前ニ述べマシタ如ク事業ノ漸次增加スルニ從ヒマシテ、尙ホ其邊ノコトヲ能ク注意致スヤウナル茲ニ法律ヲ持ヘテ置キマセヌデハ、不便ヲ益々感シヤウト考ヘマス、所ガ、是迄是ニ關シマスル工費ノ確定ヲタモノガアリマセヌ、ドウカ速ニ本案ヲ制定シマシテ、前ニ述ベマシタ如キノ不便ヲ豫メ是テ去リマスヤウニ致シタイ、實ニ國家重大ノ事柄ヲ經營致シマスルニ就キマシテハ、成丈算ノ違算ナイヤウニ致スハ固ヨリノコトデアリマスカラ、眞ニ緊要ノコトデアリマスルデ、ドウカ右所述ベマシタル如キノ理由デゴザイマスカラ、本院ニ於キマシテモ、速ニ例ノ通ニ、ドウカ御協贊アランコトヲ得

○岡田良一郎君(百六十八番) 政府委員ニ少シ質問ガゴザイマスガ、此法案ハ至極結構デゴザイマセウガ、少シ此第一條ニ「主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業ノ全部若クハ一部ヲ直接施行スルコトヲ得」トアリマスガ、ニヤルコトガアル、斯ウ云フコトデゴザイマセウガ、其大事業ノ政府ニ於テ直接監督致シテヤリマス場合ニ當シテ、萬一工事中ニ違算ガゴザイマスルカ、破壞シマスルト云フヤウナコトガゴザイマシタトキニハ、其責任ハ市ガ持チ

マスルカ、或ハ政府ガ其責任ヲバ持ッテ、費用ノ不足ヲ支辨スルト云フコトニナリマスルカ、此責任ハイヅレニ歸シマスルカ、其處ヲ承ツテ置キタイ

〔政府委員内務省土木局長工學博士古市公威君演壇ニ登ル〕

○政府委員(古市公威君) 御尋ノ主務大臣ノ直接施行スル場合ニ於キマシテ、間違ガ生ジマスレバ、其責任ハ國ニ在ルノデゴザイマス

○松田秀雄君(四十六番) 私モ政府委員ニ伺ヒタイ、此公共團體ノ事業ト言ヒマスルハ、水道若クハ築港ノ如キトゴザイマスガ、其他大部分トシテハ、ドウ云フモノヲ指シマスルカ、又其部分ニ對シテ、政府ハ補助スルニ就イテハ、其人ト政府トノ意見ガ僅違フト云フコトヲ以テ、直チニ政府ハ全部又ハ一部ヲ變更スルカ、若クハ直接施行スルト云フコトモアリマスカ、一應伺ヒタイ

○政府委員(古市公威君)

第一ノ御尋ハ、道路モアリマス、ソレカラ先達テノ水害工事トカ、又ハ河川法ヲ執行致シマスルト、河身改修國庫補助ノコトモアリマス、種々アルコトデアリマス、第二ノ御尋ニ就イテハ、僅ニ意見ガ

違ツタ位ノコトデ、全部又ハ一部ヲ變更スルトカ、ドウトカ云フコトハ、少シモナイノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) 他ニ御質問ガナケレバ、日程第十二移リマス

○吉本榮吉君(二百五十八番) 此委員ハ議長ノ指名ニ致シタヨ

○議長(鳩山和夫君) 此特別委員ノ選舉ハ、議長ニ委任スルト云フ動議ガアリマスガ、御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 其通決シマス、日程第十一、公共道路法案

○議長(鳩山和夫君) 其通決シマス、日程第十一、公共道路法案

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

第一讀會

第十一 公共道路法案(政府提出)

第一章 總則

第二章 道路ノ種類

第三章 道路ノ管理
第四章 道路費ノ負擔、沿道土地建設物所有者ノ義務並ニ補償賠償
第五章 道路ノ使用料、占用料其ノ他ノ收入
第六章 監督、警察及強制手續
第七章 訴願及訴訟
第八章 附則

公共道路法

第一章 總則
第一條 此ノ法律ハ總テノ公共道路ニ適用ス

衆議院議事速記録第二十五號 明治三十年三月十五日 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 公共道路法案 第一讀會 四一七

第二條 公共道路トハ行政廳ニ於テ公衆交通ノ用ニ供スルモノト認定シタル道路ヲ謂フ

此ノ法律ニ於テ單ニ道路ト稱スルハ公共道路ヲ謂フモノトス

第三條 道路ノ所屬種類ノ要件ノ有無竝ニ其ノ一部及區域等ハ行政廳ノ認定スル所ニ依ル

第四條 道路竝ニ其ノ敷地ハ私權ノ目的トナルコトヲ得ス

第五條 左ニ掲タルモノハ道路ノ一部トン道路及其ノ敷地ニ關スル規程ニ從フ

一 道路ヲ接續スル橋梁、渡船場(渡船ヲ包含ス)
二 道路ニ密接スル道路修理用材料ノ常置場

三 道路ニ附屬スル溝、竪木、支柱、柵、里程碑
四 特ニ命令ヲ以テ定メタルモノ

第二章 道路ノ種類

第六條 道路ヲ分ツテ左ノ六種トス

一 國道
二 府縣道
三 郡道
四 市道
五 町村道
六 私設公道

左ノ道路ハ國道トス

東京ヨリ神宮、各府縣廳所在地、各師團司令部所在地、各鎮守府所在地若クハ緊要ナル港ニ達スル重要道路

二 各師團司令部所在地ヲ連結スル重要道路

三 各師團司令部所在地ヨリ最近ノ鎮守府所在地ニ達スル重要道路

四 各師團司令部所在地ヨリ其ノ師管内ノ旅團司令部所在地若クハ要塞司令部所在地ニ達シ又ハ各旅團司令部所在地ヨリ其ノ旅管内ノ

衛戍地若クハ要塞司令部所在地ニ達スル重要道路

五 國道ヨリ岐レ數府縣ヲ連結スル重要道路ニシテ緊要ナル港若クハ他ノ國道ニ達スルモノハ國道トナスコトヲ得

六 第一項各號ニ記載セル發著點ノ間ニ於テ重要ナル道路數線アルトキハ其ノ中ニ就キ選定シテ國道トナスコトヲ得

七 第八條 前條ニ記載セルモノ、外軍事ノ目的ヲ有スル道路ハ國道トス

八 第九條 左ノ道路ハ府縣道トス
九 第九條 隣接府縣廳所在地ヲ連結スル道路

一 二 府縣廳所在地ヨリ其ノ管轄郡役所所在地若クハ市ニ達スル道路
三 府縣廳所在地ヨリ緊要ナル港津若クハ緊要ナル鐵道停車場又ハ府縣內樞要ノ地ニ達スル道路

四 延縣内樞要ノ地ヨリ緊要ナル港津、緊要ナル鐵道停車場若クハ國道府縣道又ハ府縣内他ノ樞要ノ地ニ達スル道路

五 延縣内緊要ナル港津ヨリ緊要ナル鐵道停車場若クハ國道、府縣道ニ達スル道路

六 延縣内緊要ナル鐵道停車場ヨリ國道、府縣道ニ達スル道路

七 第七條第三項ノ場合ニ於テ國道ニ選定セラレサル道路

八 之ヲ府縣道トナスコトヲ得

第十條

左ノ道路ハ郡道トス

隣接郡役所所在地ヲ連結スル道路

二 郡役所所在地ヨリ其ノ管轄町村役場所在地若クハ隣接市ニ達スル道路

三 郡役所所在地ヨリ緊要ナル港津若クハ緊要ナル鐵道停車場又ハ郡内樞要ノ地ニ達スル道路

四 郡内樞要ノ地ヨリ緊要ナル港津、緊要ナル鐵道停車場若クハ國道、府縣道、郡道又ハ郡内他ノ樞要ノ地ニ達スル道路

五 郡内緊要ナル港津ヨリ緊要ナル鐵道停車場若クハ國道、府縣道、郡道ニ達スル道路

六 郡内緊要ナル鐵道停車場ヨリ國道、府縣道、郡道ニ達スル道路

郡役所所在地ヨリ山間ニ在ル僻陬ノ町村役場所在地ニ達スル道路及山間ニ在ル僻陬ノ町村ヲ經テ隣接郡役所所在地ニ達スル道路ハ郡道トナササルコトヲ得

第十二條

左ノ道路ハ町村道トス

一 隣接町村ノ樞要ノ地ヲ連結スル道路

二 町村内樞要ノ地ヨリ市、港津若クハ鐵道停車場ニ達スル道路

三 町村内樞要ノ地及國道、府縣道、郡道ヲ互ニ連結スル道路

四 町村内ノ要部若クハ部落ヲ連結スル道路

五 用惡水、堤防、牧場、森林、田畠、沼池、社寺等ノ爲メ町村若クハ町村組合ノ公費ヲ以テ維持シ若クハ新築スル道路

六 町村道ニ關シテモ亦第七條第三項及第九條第三項ヲ準用ス

七 私設道路ニシテ公衆交通ノ用ニ供スルモノト認定シタル道路ハ

第十三條

私設公道トス
私設公道ニシテ使用料ヲ徵收スルモノヲ第一種トシ其ノ之ヲ徵收セサルモノヲ第二種トス

第十四條

道路ニシテ同時ニ第六條第一號乃至第五號ニ掲載セル數種ノ道

路ニ該當スルトキハ第六條掲載ノ順序ニ依リ上級ノ道路トシテ認定スヘシ但第七條第三項、第九條第二項、第十條第二項第三項及第十一條第二項ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第十五條

道路ニシテ所屬種類ノ要件ヲ失ヒ又ハ他ノ種類ニ屬スヘキ要件ヲ得タルトキハ第七條乃至第十四條ノ規程ニ依リ其ノ種類ヲ變更スヘシ

道路管理者ノ種類ヲ變更シタルトキハ其ノ道路ノ種類ヲ變更スヘシ

第三章 道路ノ管理

付キテハ郡市町村若クハ町村組合ノ行政廳ヲ以テ私設公道ニ付キテハ私人ヲ以テ管理者トス

第十七條 行政廳ハ其ノ管理ニ屬スル道路ヲ其ノ管内ノ下級行政廳ノ管理ニ移シ又ハ其ノ管内ノ下級行政廳若クハ私人ノ管理ニ屬スル道路ヲ自己ノ管理ニ移スコトヲ得

第十八條 第一種私設公道ハ使用料徵收期限經過後之ヲ行政廳ノ管理ニ移スヘシ

第十九條 私設公道ノ管理者ハ行政廳ニ申請シ道路管理者ノ權利ヲ拋棄シテ其ノ義務ヲ免カル、コトヲ得但申請前ニ於テ第八十六條若クハ第八十七條ニ依リ已ニ生シタル費用負擔ノ義務ハ此ノ限ニアラス

本條ノ申請アリタルトキハ其ノ道路ヲ行政廳ノ管理ニ移シ又ハ之ヲ廢止スヘシ

第二十條 道路管理者ハ其ノ道路ノ維持修繕ヲナスノ義務アルモノトス此ノ法律ニ於テ維持ト稱スルハ掃除、撒水、除雪等ヲ包含スルモノトス

地方行政廳ハ命令ヲ以テ道路ノ維持ノ一部ヲ其ノ管内ノ下級行政廳若クハ道路附近ノ住民ニ命スルコトヲ得

地方行政廳ハ些少ナル修繕ニ限リ命令ヲ以テ之ヲ其ノ管内ノ下級行政廳ニ命スルコトヲ得

第二十一條 道路ノ新築、改築及廢止ハ其ノ管理者ニ於テ之ヲ施行ス

此ノ法律ニ於テ改築ト稱スルハ路線ヲ更正スル場合ヲ包含スルモノトス

國道ノ廢止ハ主務大臣ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第二十二條 行政廳ハ此ノ法律ニ於テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ管内ノ道路ニアラザレハ之ヲ管理シ又ハ其ノ新築、改築若クハ廢止ヲ施行スルコトヲ得ス

第二十三條 行政廳ハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限リ其ノ管外ニ涉リ道路ノ新築若クハ改築ヲ施行スルコトヲ得

一 其ノ工事ニ依リ主トシテ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ニ

二 其ノ行政廳管理ノ道路ト同種類ナルトキ

於テ利益ヲ受クルトキ

第二十四條 二個以上ノ管理者ニ於テ施行スヘキ道路ノ工事又ハ道路工事ニ依リ必要ヲ生シタル他ノ工事若クハ他ノ工事ニ依リ必要ヲ生シタル道路工事ニシテ其ノ施行上便宜ナルトキハ一ノ行政廳ハ其ノ管理以外ニ屬スルモノト雖其ノ管内ニ係ル部分ニ限リ併セテ施行スルコトヲ得

第二十五條 第二十三條、第二十六條若クハ第二十七條ニ依リ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ管外ニ係ル部分ニ關シテモ前條ヲ準用スルコトヲ得

第二十六條 町村道ハ其ノ町村ノ區域外ニ涉ルモノト雖之ニ依リテ利益ヲ受クル町村ノ行政廳ニ於テ之ヲ管理シ及其工事ヲ施行スルコトヲ得

第二十七條 行政廳管理ノ橋梁若クハ渡船場ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ關係行政廳ノ一二於テ之ヲ管理シ及其ノ工事ヲ施行スヘシ

行政廳管理ノ道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ關係行政廳ノ一部ニ限リ前項ヲ準用スルコトヲ得

第二十八條 行政廳ハ道路ニ關スル工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

第二十九條 道路工事ノ請負ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 道路ノ構造竝ニ維持方法及工事ノ施行方法等ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 道路管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

第三十二條 監督官廳ノ認可ヲ經タル臺帳ニ記載セル事項ニ關シテハ反對ヲ定ム

第三十三條 監督官廳ノ認可ヲ經タル臺帳ニ記載セル事項ニ關シテハ反對ノ立證ヲ許サス但臺帳調製後其ノ事實ノ變更シタルコトヲ證スルヲ妨ケス

第四章 道路費ノ負擔、沿道土地建設物所有者ノ義務並ニ補償賠償

第三十二條 第三章ノ規程ニ依リテ生スル道路ノ費用ハ第十六條、第二十六條及第二十七條ニ依リテ定メラレタル管理者ノ直接ニ管轄スル公共團體若クハ管理者タル私人ノ負擔トス但第二十七條ニ依リテ生スル費用ハ

關係行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ヲシテ之ヲ分擔セシムルコトヲ得

第三十五條 行政廳管理ノ道路ノ新築、改築若クハ修繕ニ依リ他ノ公共團體ニ於テ著シク利益ヲ受クルトキハ其ノ公共團體ヲシテ之カ爲ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十六條 單ニ軍事ノ目的ヲ有スル國道ノ新築、改築若クハ修繕ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第三十七條 營業ニ依リ著シク道路ヲ破壊スルモノアルトキハ其ノ營業者ノ全部若クハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十八條 第二十三條ニ依リ行政廳ニ於テ工事ヲ施行スルトキハ工事施行者ノ直接ニ管轄スル公共團體ニ於テ其ノ工費ノ全部ヲ負擔スヘシ

第三十九條 道路ノ改築若クハ修繕ニシテ他ノ道路工事若クハ其ノ他ノ工事ノ施行ニ因リテ必要ヲ生シタルモノナルトキハ其ノ費用ハ改築若クハ修繕ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ但但河川法第三十二條第二項ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第四十條 地方行政廳ハ第三十五條、第三十七條若クハ第三十九條ノ分擔義務ニ關シ其ノ管内ノ下級公共團體若クハ私人ニ係ル場合ニ限リ命令ヲ以テ規程ヲ設クルコトヲ得

第四十一條 國道ノ新築、改築若クハ維持修繕ニ要スル費用ハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得

第四十二條 公共團體ハ其ノ區域内ノ道路ノ爲ニ要スル費用ニ付キ私人若クハ其ノ區域内ノ下級公共團體ニ補助ヲナスコトヲ得

第四十三條 公共團體ハ道路ニ關スル工事若クハ費用ノ爲メ寄付ヲナスコトヲ得

第四十四條 私設道路ヲ私設道路トシテ認定シタルトキハ該道路敷地及其ノ附屬物ノ所有者ハ認定ヲ受ケタル日ヨリ二箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得但該所有者ノ申請ニ依リ認定ヲナシタルトキハ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第四十五條 私設道路ヲ私設道路トシテ認定シタルトキハ該道路敷地及其ノ附屬物ノ所有者ハ認定ヲ受ケタル日ヨリ二箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得但該所有者ノ申請ニ依リ認定ヲナシタルトキハ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 私設公道ニシテ使用料徵收期限内ニ係ル場合ニ限リ補償金ヲ下付スルモノトス但第十九條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

前項補償金ハ廢止ヲ命シ又ハ行政廳ノ管理ニ移シタル日ヨリ二箇月以内

ニアラサレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
本條補償金ハ既往許可期間ノ純益ヲ標準トシテ許可残期間ノ純益ヲ算出シ之ヲ下付スルモノトス
第四十七條 行政廳ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ工事ノ爲ニ必要ナルトキハ管内ノ土地若クハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時價相當ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但時價ニ關シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若クハ其ノ所在不明ナルトキハ行政廳ハ相當ト認ムル金額ヲ供託シテ本條ノ供給ヲナシムルコトヲ得
第四十八條 行政廳ハ沿道土地ノ地先ニ施行スヘキ道路工事ノ爲ニ必要ナルトキハ其ノ土地ニ立チ入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ得
前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル所有者ハ使用若クハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得
第四十九條 此ノ法律若クハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ノ命令シタル事項ヲ遵守スル爲ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負擔トス
第五十條 法律、命令若クハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備、占用若クハ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘン
第五十一條 此ノ法律ニ依リ行政廳ニ於テ下付スヘキ補償金若クハ賠償金ニ關スル補償金ハ國庫ノ負擔トス
第五十二條 第四十五條若クハ第四十六條ニ依リ下付スヘキ補償金ハ其ノ認定ヲナシ又ハ廢止ヲ命シ若クハ新ニ管理者トナリタル行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ノ負擔トス
本條ノ補償金ニシテ第二十七條ニ記載セル道路、橋梁若クハ渡船場ニ係ルトキハ第三十二條第一項但書ヲ準用ス
第五十三條 天災ニ際シ急施ヲ要スル時行政廳ハ其ノ管内ニ於ケル道路近傍ノ住民、土地家屋ノ所有者若クハ營業者ニ對シ夫役現品ヲ賦課スルコトヲ得
第五十四條 沿道高地ノ所有者ハ命令ノ規程ニ依リ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ土地所有者ハ命令ノ規程ニ依リ道路ヲ缺壊スルノ虞アルトキヲ豫防スルノ義務ヲ有ス
第五十五條 行政廳ハ其ノ土地ノ土砂崩落ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ノ全部若クハ一部ヲ豫防スルノ義務ヲ有ス
第五十六條 其ノ土地ノ缺壊ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ニシテ沿道低地ノ利益トナルモノハ其ノ土地所有者ニ於テ命令ノ規程ニ依リ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其

第五十七條 道路ト沿道土地トヲ連接スル爲ニ必要ナル溝板其ノ他之ニ類スルモノノ費用ハ其ノ土地所有者ノ負擔トス
第五十八條 沿道ノ運河、溝渠、溜池其ノ他之ニ類スルモノノ所有者若クハ管理者ハ其ノ水ノ道路ニ流溢スルコトヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲナシ竝ニ之ヲ維持スヘシ但其ノ費用ハ所有者若クハ管理者ノ負擔トス
第五十九條 沿道土地ニ施行スヘキ建設若クハ堀鑿工事ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六十條 沿道土地ニ於ケル竹木ノ培養及伐採等ニ關スル制限若クハ其ノ費用ノ負擔ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 沿道土地ノ家屋其ノ他ノ建設物ノ所有者ハ道路ニ關スル警察ノ爲メ必要ナルトキハ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ修繕、改築若クハ除却ヲナスノ義務ヲ有ス
第六十二條 道路附近ノ土地若クハ其ノ所有者ニハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ沿道土地若クハ其ノ所有者ノ義務ノ全部若クハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
第六十三條 沿道若クハ道路附近ノ土地所有者ハ其ノ所有權ヲ拋棄シ之ニ附帶スル義務ヲ免ルコトヲ得
第六十四條 行政廳ハ路錢、橋錢若クハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ス
第六十五條 私人ニ於テ道路、橋梁若クハ渡船場ヲ新築シ路錢、橋錢若クハ渡錢ヲ徵收セントストキハ行政廳ハ其ノ金額及徵收期限ヲ定メ之ヲ許可スルコトヲ得
第六十六條 國道ニ於テハ路錢、橋錢若クハ渡錢ヲ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス但出水其ノ他ノ理由ニ依リ交通特ニ困難ナル場合ニ於テ一時渡錢ノ徵收ヲ許可スルハ此ノ限ニアラス
第六十七條 橋錢若クハ渡錢ノ徵收ヲ許可シタル橋梁若クハ渡船場ハ總テ郡道若クハ町村道ニ於テハ路錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第六十八條 市道若クハ市内ノ私設公道ニ於テハ路錢若クハ橋錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第六十九條 道路ノ接續スル道路ニ關スル規程ニ從フモノトス但使用料徵收ノ許可ヲ得ス
第七十條 市道若クハ市内ノ私設公道ニ於テハ路錢若クハ橋錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第七十一條 郡道若クハ町村道ニ於テハ路錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第七十二條 市道若クハ市内ノ私設公道ニ於テハ路錢若クハ橋錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第七十三條 道路ノ接續スル道路ニ關スル規程ニ從フモノトス但使用料徵收ノ許可ヲ得ス
第七十四條 市道若クハ市内ノ私設公道ニ於テハ路錢若クハ橋錢ノ徵收ヲ許可スルコトヲ得ス
第七十五條 道路ノ一部タル溝ヲ填塞センメサル爲ニ必要ナル設備ニシテ

及^{シテ}ノ費用ヲ負擔スヘシ

路錢ノ徵收ヲ許可シタル道路ニシテ同一ノ郡道若クハ町村道ヲ接續スル

ニ止マ^{ルトキモ}亦前項ヲ準用スルコトヲ得

本條ノ橋梁、渡船場若クハ道路ニ關シテハ第十八條、第四十六條及第五十

一條第二項第三項ヲ準用ス

第六十八條 使用料ノ金額及其ノ徵收期限ハ原資及其ノ利子ノ償還ヲ標準

トシテ之ヲ定ム但其ノ期限ハ三十箇年ヲ超過スルコトヲ得ス

第六十九條及第七十條ノ結果ニ依リ其ノ收入ノ減少シタルトキ又ハ管理

者ニ於テ更ニ其ノ道路、橋梁若クハ渡船場ヲ改築シタルトキハ期限延期

ノ許可ヲ與フルコトヲ得但如何ナル場合ト雖同一ノ道路、橋梁若クハ渡

船場ニ付キ當初許可シタル時ヨリ三十箇年ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ當初許可シタル使用料金額ノ増減ヲ命スルコトヲ得

第六十九條 使用料徵收期限内ト雖公益ノ爲メ必要ト認ムルトキハ行政廳

ニ於テ一時其ノ徵收ヲ停止スルコトヲ得

第七十條 使用料ヲ徵收スヘカラサル場合竝ニ使用料ノ制限ハ命令ヲ以

テ之ヲ定ムルコトヲ得

第七十一條 道路ヲ廢止シタルトキハ其ノ敷地ハ管理者ノ直接ニ管轄スル

公共團體若クハ管理者タル私人ニ下付スヘシ

一ノ道路ヲ新築若クハ改築シタルカ爲メ他ノ行政廳管理ノ道路ヲ廢止シ

タルトキハ其ノ敷地ハ新築若クハ改築ヲ爲シタル者ニ下付スルコトヲ得

但第六十七條ニ記載セル道路、橋梁及渡船場ニ關シテハ本項ヲ適用スル

ノ限ニアラス

廢道敷地ニシテ他ノ公用ニ供スルモノハ本條ニ依ラサルコトヲ得

第七十二條 第九十條ニ依リ道路ノ占用ヲ許可シタルトキハ占用料ヲ徵收

スルコトヲ得

第七十三條 使用料、占用料其ノ他道路ヨリ生スル收入及第六十三條ニ依

リ拋棄シタル土地ハ總テ其ノ道路ノ管理者ノ直接ニ管轄スル公共團體若

クハ管理者タル私人ニ歸ス

第六章 監督、警察及強制手續

第七十四條 行政廳管理ノ道路ノ行政ニ關スル監督ハ此ノ法律若クハ此ノ

法律ニ基キテ發スル命令ニ於テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外一

般ノ監督規程ニ依ル

第七十五條 私設公道ニ關シテハ市道若クハ町村道ニ關スル行政ヲ監督ス

ル官廳ニ於テ之ヲ監督ス

私設公道ニシテ數郡ニ跨リ若クハ市ト町村トニ跨ルトキハ地方長官直接

ニ之ヲ監督シ數府縣ニ跨ルトキハ地方長官ニ於テ各其ノ管内ニアル部分

ニ限リ之ヲ監督ス

第七十六條 行政區劃ノ境界ニ係ル道路、橋梁若クハ渡船場ヲ監督スヘキ

官廳ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十七條 監督官廳ハ道路ニ關スル報告ヲ徵シ且其ノ吏員ヲシテ道路ノ

現況ヲ巡視セシムヘシ

派遣ノ吏員巡視ノ際ニ於テ交通上危險ナル箇所ヲ發見スルトキハ即時ニ

必要ナル處分ヲ其ノ義務者ニ命スルコトヲ得

一道路ノ新築若クハ改築及其ノ工事ノ計畫並ニ工費ノ豫算

二道路ヲ廢止シ若クハ其ノ管理者ヲ變更スルコト

三道路ノ臺帳及其ノ更正

四私設道路ヲ私設公道ト認定スルコト

五第十條第二項ニ依リ郡道ヲ設ケサルコト

六 使用料ノ徵收ヲ許可シ又ハ其ノ徵收年限ノ延期ヲ許可スルコト

七第二十條第三項第四項、第三十三條第二項若クハ第四十條ニ依ル

命令

八 第二十三條、第二十六條若クハ第二十七條ニ依リ管外ニ涉テ工事ヲ施行シ若クハ管理ヲナスコト

九 第二十四條若クハ第二十五條ニ依リ一ノ行政廳ニ於テ工事ヲ併セ施行スルコト

十 第三十三條第一項但書、第三十五條乃至第三十七條、第三十九條、第五十一條第三項若クハ第六十七條第三項ニ依リ費用ヲ分擔セシムルコト

十一 第四十四條ニ依リ不均一ノ賦課ヲナスコト

十二 特ニ命令ヲ以テ規定シタル事項

本條ノ認可ハ監督官廳ニ於テ修正ヲ加ヘテ之ヲ與フルコトヲ得

第十九條 許可若クハ認可ヲ與ヘタル後ニ生シ若クハ發見シタル事實ニ因リ又ハ許可若クハ認可シタル事項ヲ施行シタル結果ニ因リ公益上必要ヲ生スルトキハ監督官廳ハ其ノ許可若クハ認可ヲ取消シ若クハ其ノ條件ヲ變更スルコトヲ得

第八十條 法律、命令若クハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事若クハ設備ハ監督官廳ニ於テ之ヲ除却若クハ更正セシメ又ハ場合ニ依リ之ヲ追認スルコトヲ得

第八十一條 第四十二條、第四十三條、第四十七條及第四十八條第一項ニ規定シタル事項ニ關シテハ命令ヲ以テ其ノ制限ヲ設ケルコトヲ得

第八十二條 監督官廳ハ下級行政廳ニ對シ道路ノ認定又ハ其ノ新築若クハ改築又ハ其ノ區域若クハ管理者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

監督官廳ハ道路ノ廢止若クハ臺帳ノ更正ヲ命スルコトヲ得

第八十三條 監督官廳ハ第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第三十五條、第三十九條及第五十一條第三項ニ規定シタル事項ヲ命

シ又ハ第六十七條第三項ノ場合ニ於テ第五十一條第三項ノ準用ヲ命スルコトヲ得

第八十四條 監督官廳ハ交通上必要ト認メタル維持修繕ヲ其ノ道路ノ管理者ニ命スヘシ

第八十五條 道路ヲ管理スル行政廳若クハ監督官廳ニ於テ道路ノ管理若クハ監督ノ爲メ特ニ吏員ヲ置クコトヲ要スルトキハ其ノ定員、給料、手當、職務權限竝ニ其ノ費用ノ負擔者等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第八十六條 義務者ニ於テ監督官廳ノ命令ヲ執行セサルトキ又ハ之ヲ執行スルモ監督官廳ニ於テ指定シタル期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ執行ノ方法當ヲ得サルトキ又ハ義務者不明ナルトキ若クハ其ノ所在不明ナルトキハ監督官廳ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ニ命シテ之ヲ執行セシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ追徴スルコトヲ得

第八十七條 監督官廳ハ道路ニシテ交通上危険ナリト認ムルトキ其ノ他急施ヲ要スル場合ニ於テハ命ヲ發セシテ直ニ必要ナル處分ヲナシ又ハ必要ナル工事ヲ施行シ其ノ費用ヲ義務者ヨリ追徴スルコトヲ得

第八十八條 私設公道又ハ第六十七條ニ規定シタル橋梁、渡船場若クハ道路ノ管理者ニ於テ其ノ義務ヲ怠ルトキハ監督官廳ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ又ハ履行スルモ不充分ナルトキハ五百圓以内ニ於テ指定シタル過料ニ處スルコトヲ豫告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第八十九條 私設公道又ハ第六十七條ニ規定シタル橋梁、渡船場若クハ道路ノ管理者不明ナルトキハ監督官廳ハ第四十六條若クハ第六十七條ノ補償金ヲ下付セシムテ之ヲ行政廳ノ管理ニ移シ若クハ之ヲ廢止シ又ハ之ニ依リテ特ニ利益ヲ受クル者アルトキハ其ノ者ヲシテ一時之ヲ管理セシムルコトヲ得

第九十條 行政廳ハ交通ニ妨ナキ限ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ道路ノ占用ヲ許可シ又ハ之ヲ他ノ公用ニ供スルコトヲ得

第九十一條 警察官ハ交通ノ安全及靜謐ヲ維持スル爲ニ必要ナル處分ヲナシ已ムヲ得サルトキハ交通ヲ停止スルコトヲ得

第九十二條 此ノ法律ニ依リ私人ニ於テ負擔スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政廳ニ於テ國稅ノ滯納處分ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第九十三條 此ノ法律ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ヲ執行スル爲ニ必要ナルトキハ第七十九條第八十條及第八十六制スルコトヲ得若シ必要ト認ムルトキハ第六十七條ニ依リ下付スヘキ費用スルコトヲ得

行政廳ハ此ノ法律ニ依リ付與セラレタル職權ヲ執行スル爲ニ必要ナルトキハ左ニ掲クル處分ヲナスコトヲ得

一 急施ヲ要スル場合ニ於テ命ヲ發セシテ直ニ必要ナル處分ヲナシ又ハ必要ナル工事ヲ施行シ其ノ費用ヲ義務者ヨリ追徴スルコト

二 義務者ニ於テ義務ノ履行ヲ怠ル場合ニ於テ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ又ハ履行スルモ不充分ナルトキハ五百圓以内ニ於テ指定シタル過料ニ處スルコトヲ豫告シテ其ノ履行ヲ命スルコト

行政廳ノ許可若クハ認可ニ附シタル條件ニ關シテモ亦本條及前條ヲ準用ス

第九十四條 此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニハ第八十六條乃至第八十八條第九十二條及第九十三條第一項第二項ニ掲ケタル事項ヲ規定スルコトヲ得

此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シテハ命令ヲ以テ二百圓以内ノ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第九十五條 此ノ法律ニ依リ行政廳若クハ監督官廳ニ付與シタル職權ハ命令ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

第七章 訴願及訴訟

第九十六條 此ノ法律若クハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ對シテ不服アル私人若クハ公共團體ハ直接監督官廳ニ訴願スルコトヲ得

主務大臣ノ處分ニ對シテ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

監督官廳ノ裁決ニ對シテ不服アル者ハ直接上級監督官廳ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第九十七條 此ノ法律若クハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル私人若クハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但主務大臣若クハ地方行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第八章

訴願及訴訟

第九十八條 第五十條ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若クハ公共團體ハ損害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

法律、命令若クハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前數條ノ手續又ハ監督官廳ノ決定ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニアラサレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス但此ノ場合ニ於テ

ハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス

第九十九條 第八十九條ニ依リ一時管理ヲナス者工事ヲ施行シ若クハ費用ヲ負擔シタルトキハ其ノ義務者ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

ハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス

キ補償金額ニ對シテ不服アルトキハ行政廳ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但補償金請求ノ後三箇月以内ニ其ノ金額ノ通知ナキトキハ其ノ期限經過後六箇月以内ニ民

事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第一百條 此ノ法律若クハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項

ニ關シテハ本章ノ規程ニ依リ特ニ許シタル場合ヲ除クノ外訴願若クハ行政
政訴訟ヲ提起シ又ハ行政廳ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第八章 附則

第一百二條 此ノ法律施行ノ時ニ現存スル道路ニシテ此ノ法律ノ規程ニ適合
セサルモノハ此ノ法律施行後二箇年以内ニ於テ其ノ規程ニ從ヒ之ヲ改
ムヘシ

郡制ヲ施行セサル郡ニ於テハ其ノ施行ニ至ルマテ郡道ニ關スル費用ハ舊
慣ニ依リ之ヲ負擔セシムルコトヲ得但舊慣ニシテ不便ナルトキ又ハ舊慣

ナキトキハ命令ヲ以テ其ノ負擔者ヲ定ムルコトヲ得

第一百三條 此ノ法律施行前ニ許可シタル使用料ノ徵收ハ從前ノ規程ニ依ル
ヘシ但徵收期限ナキモノ又ハ其ノ期限ノ此ノ法律施行後三十箇年以上ニ涉
ルモノハ此ノ法律施行後三十箇年以内ノ期限ヲ定メテ更ニ之ヲ許可スヘシ

第一百四條 此ノ法律施行ノ時ニ現存スル道路、橋梁若クハ渡船場ニ於テ使
用料ヲ徵收スル行政廳ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得ス

第一百五條 道路ニシテ堤防ニ直接ノ關係ヲ有スルモノニ關シテハ其ノ關係
ヨリ生スル必要ノ事項ニ付キ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設タルコトヲ得

第一百六條 軌道條例ニ依リ新設シタル道路ニシテ單ニ軌道敷ニ供スルニ止
マルモノハ此ノ法律ニ依ルノ限ニアラス

第一百七條 皇城附近ノ道路、外國人居留地ノ道路及北海道、沖繩縣其ノ他
市制町村制ヲ施行セサル土地ノ道路ニ關シテハ將來勅令ヲ以テ規程ヲ設
タルマテ從來ノ規程若クハ習慣ニ依ル

第一百八條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
此ノ法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

此ノ法律ハ東京市區改正ニ關スル規程ノ效力ヲ妨ケス

(政府委員内務次官中村元雄君演壇ニ登ル)

○政府委員(中村元雄君) 兹ニ提出致シマシタル所ノ公共道路法案——道路
ノ運輸上、殖產上ニ、一般行政上ノ機關ニ屬シマスルコトハ、茲ニ私ガ述べ

マセズトモ、能ク御分リノコトデゴザイマス、我國維新前ニアリマシテハ、
御承知ノ如ク各藩ガ各々其領土ニ據リマシテカラ、險惡ノ地ニ要害ヲ構ヘ
マシテ、成リタケ人ノ便利ナラヌヤウニヤツテ居リマシタ、固ヨリサウ云フ時

代ニ於キマシテハ、道路ノ整備ヲ望ミマスルコトハ決シテ出來マセヌコトデ
アル、維新以後ハ社會ノ實際ノ必要ハ、漸次ニ道路ノ改正ヲ促シマシテ參リ
マシテ、官民共ニ銳意ニ其整備ニ從事致シタル結果ガ、其成績モマア實ニ大

イニ見ルベキヤウニナリマシタ、併ナガラ全國ニ瓦リマシテハ、マダナカ
ソシナコトデハ往カナイ、決シテ其目的ヲ達シタルト云フコトハ出來マセヌ、
就キマシテハ今日道路ノ整備ヲ圖ル上ニ於テ、色ムドウモ不都合ナコトヲ感

ジマスルコトガ往々ゴザイマスル、デ畢竟是モ公共ノ不完全ナル所以デアリ

マスカラ、政府ニ於キマンテモ、此事ニハ大イニ苦心致シマシテ、道路法ノ
制定ヲ先づ第一能ク致サネバナラヌト云フコトデ、反覆審査致シマシテ、漸

ク本案ヲ此ニ提出致ス運ゼニ致シマシテゴザイマス、此提出致シマスル前ニ
ハ、固ヨリ土木會等ニ付シマシテ、其意見ヲモ十分ニ叩キマスルシ、其末茲

ニ提出ノ運セニナリマシテニ就イテハ、今日ハ實ニ此社會實際ノ行政日々進
シテ、此道路ノ整備ヲ促シマスル曉ニアリマスレバ、諸君ニモドウカ御協贊
アッテ、速ニ本案ノ確定ヲ一日モ早ク願ヒタイト心得マスル、切ニ此段ヲ希

望致シマスル

○河野岩吉君(百六十四番) 政府委員ニ質問致シマス、此道路法案ニ就キマ
シテ、總テノコトノ認定ト云フモノハ、行政廳ニセンムルト云フ規定デゴザ

イマスルガ、追々地方ノ自治體ト云フモノガ完成シテ來ルコトハ、モウ是
ハ分リ切ツタコトデアルニモ拘ラズ、今此處デ道路法ヲ新ニ制定スルニ當タテ

地方議會ニ此決議ヲセシムルト云フコトガ、一體此法案ニ見エマセヌ、矢張
シテ置カネバナラヌノハ、今日ニナタテ政府ノ提出セラレル案ノ數アルコト

ト云フノ法案ノ趣意デアルノデゴザイマスカ、其趣旨ノ御説明ヲ願ヒタイ
○吉本榮吉君(二百五十六番) 私モ併テ質問致シマス、大體ニ於テ質問ヲ致
シテ置カネバナラヌノハ、今日ニナタテ政府ノ提出セラレル案ノ數アルコト
ハ、實ニ山ノ如シ、ドノ案ニシマシテモ、政府ノ説明ヲ聽キマスルト、目下
必要ヲ要スルトカ、緊急缺クベカラザルモノデアルトカ言ッテ、速ニ結了ヲ

求メラレルガ、モウ議會モ十日、此間ニ特別委員ノ選舉ヤ、特別委員會ノ審
議ヤ、ナニカシナケレバナラヌ、ナカク、通過スル譯ニハ往カヌガ、ドウ云
フ研究ヲシテ、速ニ協賛ヲ求メラレル案ヲ、何故ニ是マテ出サナカッタカ、
其理由、又一般議員ニ皆首從セヨト云フ積アルカ、此ニツラ同ヒタイ

(政府委員内務省土木局長工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 先刻ノ御尋ノ此認定デゴザイマスルガ、認定ノ重
ナルモノハ道路ノ種類デアリマス、其種類ハ大體此法文デ、モウ其確答シテ

略々極ツテ居ルモノデアリマスガ、併シ其外ノコトデ地方議會ヲ經ベキモノ
ハ、費用ノコトデ杯ハ、勿論地方議會ヲ經ナケレバナリマセヌガ

○河野岩吉君(百六十四番) 極ツテ居ルモノハ澤山ニゴザイマスガ、此行政
廳ノ議定ニ任ズルト云フモノハ、數線路アルモノ、一ヲ撰ビ、或ハ重要ナル
モノ、或ハ緊要ナルト云フモノニ向テハ、其人ノ見ル所ニ依テ達フモノデ

アル、其見定メヲ付ケルト云フコトハ、即チ行政官一己ノ考デヤラレル譯デ
アルカ、或ハ完全ナル地方議會ト云フモノガ備シテ居ルカラ、ソレニ決議ヲ
サセテ定メルト云フ譯デアルカト云フノデス、定テ居ルモノハ澤山ゴザイ

マスルガ、隨分議論ノアルモノハ、今定テナイト云フヤウナモノガ、即チ
大イニ地方デ議論ノアルモノデアリマス、ソレ等ノ點ニ就イテ御考ヲ承リタ
イ

○政府委員(古市公威君) 道路法ノ第三條ニ「道路ノ所屬種類ノ要件ノ有無」其ノ一部及區域等ハ行政廳ノ認定スル所ニ依ルトアリマスカラ、行政廳デ認定ヲスル積デアリマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 私ノ質問ニモ御答ヲ願ヒマス

○政府委員(古市公威君) 吉本君ノ御尋ニ對シテ、私ガ述モ御答辯ノ出來ル次第デハアリマセヌガ、段々此政府カラ提出スル法律モ澤山アリマスル所カラ、自カラ順序ガアツテ、公共道路法ハ、今日マデソイ後レテ來タノデアリマスル、ソレデ精々御勉強ニナクテ御調査ヲ請フニ過ギナイノデゴザイマス、決シテ今ノ盲從ナント云フ考デハナイノデアリマスカラ、十分ニ御調査ヲ希望致シマス

○河野岩吉君(百六十四番) 尚ホ御尋致シマス、此四十一條ニ國庫ノ補助金ノコトガアリマス「半額ヲ超過スルコトヲ得ス」ト云フヤウナ譯デ、唯制限丈ガ立ッテアルガ、補助スル歩合ト云フモノハ定メテナイ、是ハ凡ソノ歩合ヲ、幾歩位ト云フコトヲ定メテアルノガ當然デアラウト思ハレルノデスガ、然ルニ是ニ唯制限ダケニ止メテ、其儘ニシテ置クト云フコトハ、ドウ云フ必要カラ起シタノデアリマスカ

(政府委員内務省土木局長工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 是ハ財政上ノ都合モアリマスルカラシテ、カツキリ極メヌ方ガ宜カラウト云フ考デアル、此河川法杯モ三分ノ二以内デ先刻提出致シマシタ、砂防法案モ三分ノ二以内ト云フ工合ニナクテ居リマスガ、併シ三分ノ二以内ト云フ割合ガ確定シテハ居リマセヌ、今日國道ニ對シテ國道修築費、維持費ハ今日ハ補助致シマセヌガ、是ニハ維持費モ這入シテ居リマスル、今日其國道ニ對シテ補助致シマスルノハ、是モ先づ三分ノ一ト云フノデスガ、極シタコトデハナイノデス、ソレデ何時デモ先づ三分ノ一ニシテ提出スル例ニナクテ居ルノデスガ、確定シテ居ルノデハナイノデス、要スルニ其財政上ノ都合ニ依シテ、或ハ此以内デシマフコトモアリ得ルコトノ出來ルヤニ、半額ヲ制限ト致シタノデアリマス

○河野岩吉君(百六十四番) サウ致シマスルト此法案ノ趣意ハ、此財政ノ許度合ニ從シテ、此歩合ヲ定メルト云フヤウナ譯ニナルノデスカ

○政府委員(古市公威君) サウデゴザイマス

○河野岩吉君(百六十四番) 尚ホ御尋シテ置キマスルガ、此中ニ監督官廳ト云フ文字ガゴザイマスガ、其監督官廳ト云フモノハ、町村制ニ定メテアル所ノ監督官廳ト云フト同一ノ階級ノ意デ往クノデスカ

○政府委員(古市公威君) サウデゴザイマス

○久保九兵衛君(九十六番) 此九條ノ二項デゴザイマスルガ「若クハ市ニ達スル道路」ト、市ニ達スル道路ト云フコトニナクテ居リマスルト、何レモ市ニ達シナイ道路ト云フモノハゴザイマセヌ、市ニ達スル道路ハ、悉ク縣道ト看做スト云フ政府ハ見込デゴザイマスカ、一應御尋シテ置キマス

○政府委員(古市公威君) 此府縣廳所在地カラ市ニ達スル道路ハ縣道トスル——

○久保九兵衛君(九十六番) フレテハ「若クハ」ト云フノハ

○政府委員(古市公威君) ソレハ郡役所所在地ニ達スルカ、若クハ市ニ達スル道路ハ是等ハ悉ク府縣道ト看做スノデスカ

○政府委員(古市公威君) 其積リデゴザイマス、其管内ノ市ニ達スルトカ、例ヘバ郡役所所在地デナクトモ……

○議長(鳩山和夫君) 他ニ質問ガナケレバ次ニ移リマス、日程第十二

○久保九兵衛君(九十六番) 第十二右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此特別委員モ議長ノ指名ニ致シタイ

(「贊成人々數ハ十八名」ト呼フ者アリ)

○平田篤君(二百五十六番) 其委員ハ十八名ニ致シタイト思フ、ドウモ關係ガ餘程廣クシテ、サウシテ皆普ク大切ナモノ、ヤウニ思ヒマスカラ、是ハ十八名ト云フコトニシタイ

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ニハ御異議ナイヤウデアリマスカラ、數ニ就いて採決致シマス、十八名ト云フコトニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、即チ規則ノ通り九名ニ致シマス、次ハ日程第十二、種牡馬検査法案、第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 第十三種牡馬検査法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

種牡馬検査法

第一條 牡馬ハ此ノ法律ニ依リ検査ヲ受ケ合格シタルモノニアラサレハ種

付ニ使用スルコトヲ得ス

第二條 檢査ニ合格シタル種牡馬ニハ軀肢ノ一部ニ烙印シ其ノ所有者ニ證明書ヲ下付スヘシ

第三條 證明書ノ效力ハ満一箇年トス

前項期限内ト雖疾病其ノ他ノ事故ニ因リ種牡馬ニ不適當ナリト認メタルトキハ證明ノ效力ヲ停止シ若ハ之ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 檢査ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第五條 此ノ法律ハ官廳所有ノ種牡馬ニ適用セス

第六條 學術研究ノ爲牡馬ヲ種付ケニ使用セムトスル者アルトキハ地方長官ハ農商務大臣ノ認可ヲ經特ニ其ノ種付ケヲ許可スルコトアルヘシ

第七條 檢査ニ合格セサル牡馬又ハ證明ノ效力ヲ失ヒ若ハ停止セラレル種牡馬ヲ種付ケニ使用シタル者ハ一圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 種牡馬検査ノ標準及方法、検査委員ノ組織其ノ他此ノ法律施行ノ爲メ必要ノ規程ハ農商務大臣之ヲ定ム

附 則

第九條 此ノ法律施行以前ニ與ヘタル種牡馬ノ免許ハ其ノ免許期限間效力ヲ有スルモノトス

第十條 此ノ法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

〔政府委員（藤田四郎君）此種牡馬検査法ノ提出致シマシタル理由ヲ簡單ニ申上ダマスル、我邦ノ馬匹ヲ之ヲ他ノ諸國ニ比較致シマシテ劣等ナルコトハ、私ガ申サズトモ皆御承知デアラレマセウガ、此馬匹ノ良クナルト惡ルクナルトハ、實ニ此種牡馬ノ良イト惡ルイトニ基ヒ致シマスルコトゴザンシテ、即チ此馬匹ヲ改良致シマスルニ就キマシテハ、宜シク不良ノ種牡馬ヲ淘汰シテ、良イ所ノ種牡馬ヲ以テ、種牡馬ニ供給スルコトノ途ヲ開カナケレバナリマセヌ、曩ニ帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、政府ハ種馬牧場及種馬場ヲ設立致シマシテ、一方ニ於キマシテ多少ノ改良ヲ圖リ居ルノデゴザイマス、尙ホ是ニ相伴ヒマシテ、此民間ノ種馬ト云フモノヲ能ク改良スルト云フコトノ途ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、故ニ茲ニ即チ此検査法ト云フモノヲ布クノ必要ヲ認メマシタル譯デゴザイマシテ、既ニ明治十八年以來、一定ノ標準ヲ立てシテ、地方ニ依リマンテ便宜取締リハスルヤウニナツテ居リマスルケレドモガ、何分ニモ今日ノ法ハ不十分ナコトモゴザイマス、且ツ其基礎ト云フモノガ確立致シテ居リマセヌカラ、茲ニ法律ヲ制定致シマシテ、検査ヲ一體ニ布クノ方法ヲスルト云フコトニ致シマシタル譯デアリマス、ドウゾ宜シク御協賛ヲ願ヒマス

○芦塚省二君（百八十二番） チヨット政府委員ニ質問シタイ、成ル程馬匹ノ改良ヲ圖ルト云フハ至極結構ナコトデアル、最モ今日ノ急務デアラウト信ズルソデゴザイマスガ、此検査ノ仕組ハ、如何シテナサル御仕組デゴザリマスカ、各府縣ニ検査所デモ、設ケ又検査委員デモ置キマシテ、アチラコチラニ出張ヲセサテ、而シテ以テ検査ヲ爲サシムルト云フ御仕組デゴザリマスカ、其邊ノ御仕組ニ就イテ伺ヒタイ、ソレカラモウ一ツハ、種馬ノ検査ノ標準ト云フモノハ、如何様ニ御見込ガ立ツテ居ルノデゴザリマスルカ、標準ノ立方次第デハ、農業上却テ發達ヲ一時妨げルト云フコトガアリハセヌカト憂慮致シマスデゴザリマス、又序ニ此検査ニ要スル所ノ國庫ノ負擔ト爲ル費用ノ額ハ幾ラデゴザリマスルカ、此三點ヲ併テ御質問致シタイ

○政府委員（藤田四郎君） 御答ヲシマス、此検査ノ方法デゴザリマスガ、是ハ各府縣ニ於キマシテ、適當ナ季節ニ於キマシテ、所謂巡回検査ヲ致ス方針ニナルノデ、固ヨリ各戸ニ就イテ検査ヲスルト云フ場合ニハナラヌカ知リマセヌガ、大體ハ地方ヲ巡回シテ、検査ヲスル方法ニナリマス、即チ村ニ寄セ集メテ検査ヲスルコトニナルノデ、而シテ其検査ニ從事スル人々ハ、即チ

縣ノ官吏ト、獸醫及產馬業者、又ハ產馬業ニ關係アル人々ヲ用ヒマシテ、検査ヲ致サセマス、次ニ此検査ノ標準デゴザリマスガ、是ハ詰リ惡癖ノアル馬トカ、遺傳性ノアル馬トカ云フモノヲ以テ種馬ヲ供スルコトハ、大變ニ害ヲ

及ボシマスカラ、是等ノモノヲ避ケルノガ即チ第一ノ目的ニナリマス、產馬ノ方途ニ由ル方法ヲ執ラナケレバナラヌガ、小サイ馬ノ名所ナドアゴザリマスガ、ソレ等ニ向クテハ、必シモ其規律ニ由ルト云フコトハ出來マイト思ヒマス、又次ノ御尋デゴザリマシタガ、國費幾許ト云フコトデゴザリマスガ、即チ三十一年度中ニ施行致シマス所ニ依リマスレバ、三十一年度ニ於テ使フ所ノ費用ノ見込ハ、大凡六千圓ト云フ、經費デゴザリマス、全國ニ對シマシテハ六千圓、即チ是ハ產馬馬匹ノ検査ニ從事スル所ノ人ノ官吏以外ノ手當及旅費、其他幾分ノ廳費等ヲ見込ミマシタ所デゴザリマス、又前ノ第二ノ御問ノ中ニゴザリマシタ思ヒマスガ、農業上云ヤデゴザリマスガ、ソレ等ニ對シテハ、何等ノ差支ヲ生セヌト云フ見込デゴザリマス、馬ノ產出ノ狀況カラ見マスルト云フト、別ニソレ等ノダメニ影響ヲ及スコトハナイト云フコトヲ信シテ居リマス

○議長（鳩山和夫君） 他ニ御質問がナケレバ、次ノ日程ニ移リマス

○吉本榮吉君（二百五十六番） 此委員モ議長指名ニ致シタイ

〔「贊成タク」ト呼フ者アリ〕

○議長（鳩山和夫君） 他ニ御質問がナケレバ、次ノ日程ニ移リマス

○議長（鳩山和夫君） 委員選舉ハ、議長ニ委託スルト云フ動議デゴザリマス

ガ、御異議ガゴザイマセヌケレバ……

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長（鳩山和夫君） 然ラバ其通決シマス、次ハ日程第十五、十六、十七、通

シテ議題ト爲シマス

○議長（鳩山和夫君） 第十五 源太君外八名提出） 私設鐵道條例中改正法律案、沼田宇

第一讀會ノ續（委員長）

第十六 明治二十八年法律第四號中改正法律 第一讀會ノ續（委員長）

案（重岡薰五郎君外五名提出）

私設鐵道條例中改正法律案（南野道親君提出）

第一讀會ノ續（委員長）

〔望月右内君演壇ニ登ル〕

○望月右内君（二三百八十七番） 委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、此十五日程

ニアリマス私設鐵道條例中改正案、原案ヲ可認致シマシタ譯ハ、是ハ商法ト

セヌガ、大體ハ地方ヲ巡迴シテ、検査ヲスル方法ニナリマス、即チ村ニ寄セ集メテ検査ヲスルコトニナルノデ、而シテ其検査ニ從事スル人々ハ、即チ

先キニ出タモノノデアラテ、商法ハ後トテ出タモノアルカラ、此衝突ニ就イテハ、後トテ出タ方ノ商法ニ從シテ、現今取扱ヲテ居ルト云フコトデゴザリマス、サウスルト政府ガ取扱ヲテ居マスル所カラ見マシテモ、實際ニ又法律ノ衝突ハ、此提出案ノ如ク改メザルヲ得ヌ、當然ノ改正案ト認メマシテ、委員會ハ是認致シマシタ譯デアリマス、ソレカラ次ノ日程ニアリマス、重岡薰五郎君提出案、明治二十八年法律第四號中改正法律案、是ハ先キニ本會ノ提出案デアラテ、商法ノ取除ケヲ設ケマシタ、其取除ノモウ一ツ取除ニナリマスル此第一條デアラウト信ジマスルガ、是ハ提出者ガ理由トシテ茲ニ書現ハシテアリマス外ニ、委員會デ能ク審査ヲシマシタ末、モウ五圓、十分ノ一拂込ヲナシテ登記ヲ許シ、ソレカラ工事ニ着手スルコトニナル以上ハ、賣買讓與モ公然ノ賣買ヲ許ス方ガ、却テ會社ノ安全確實ヲ保ツノデアラウ、現在會社ノ登記ヲ受ケナガラニシテ、公然賣買ヲ許サヌヤウナモノ以テ彷徨シテ居ルト云フコトハ、長ク投機者流間ニ此受取書ノヤウナモノ以テ彷徨シテ居ルト云フコトハ、會社ニ對シテ甚ダ安全ヲ缺ク譯デアルカラ、此原案ノ如ク、第一條ヲ削除スルト云フコトハ、當然ナ法案デアル、斯ウ云フ決議デ、サウ云フ意見ヲ以テ、此原案ヲ是認シマシタ、ソレカラ此南野道親君ノ提出案デアリマス、私設鐵道條例中改正法律案、之ヲ斯ノ如ク修正シマシタノハ、第二十條ハ原文ノ儘存スルガ宜カラウト云フ所デ、此提出案ヲ斯ノ如ク修正シマシタ、詰リ是ハ第二十九條ハ、原文ノ儘存スル積デアリマス、サウシテ其次ニ此細字デ書イテアリマス條項ヲ插入シマスルノハ、此停車場ト停車場トノ間ニ短距離ノモノガアッテ、本條ノ如キ儘デアリマスルト、或ハ切符代モ取レナイト云フヤウナ、事實上不都合ナ場所ガアリマス、ソレデモ停車場ダカラ、公共ノタメニ——公共ノ利益ヲ害シマスルカラシテ、已ムヲ得ズ停車場ヲ置クト云フヤウナ話デ、停車場ハ置キマシテモ、現在モ會社ガ費用ヲ徵收スルコトガ出来ナイト云フヤウナ、不都合ナ箇條デアリマスカラ、此條項ヲ加ヘルコトハ當然デアラウト、斯ウ云フヤウナ趣意デ、此修正案ヲ拵ヘマシタノデアリマス、左様御承知下サイ

○吉本榮吉君（二百五十六番）此案ハ簡單ナ案デゴザイマスルガ故ニ、各々讀會ヲ省略フ願ヒタ

○議長（鳩山和夫君）三案共ニ讀會省略ト云フ勧議ガアリマスルガ、贊成ガアリマスカ

（「贊成々々」ト呼フ者アリ）

○議長（鳩山和夫君）讀會省略ニ就イテ採決シマス、讀會省略ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス、是ハ三分ノ二ヲ要シマス

○議長（鳩山和夫君）三分ノ二以上アルト認メマス——日程第十五ニ就イテ採決シマス、本案ニ御異議ハゴザイマセヌカ

私設鐵道條例中改正法律案（沼田宇源太君外八

確定議

明治二十八年法律第四號中改正法律案（重岡薰）

五郎君外五名提出

私設鐵道條例中改正法律案（南野道親君提出）

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（鳩山和夫君）然ラバ本案ハ是テ確定シタモノト認メマス——次ニ日程第十六ニ就イテ採決シマス

（政府委員遞信次官男爵鈴木大亮君演壇ニ登ル）

○政府委員（男爵鈴木大亮君）唯今問題ニ供セラレテ居リマスル明治二十八年法律第四號私設鐵道株式會社ニ關スル法律中ノ第二條ヲ削除スルト云フ事柄デゴザイマス、倍此第一條ニハ、四分ノ一ヲ拂込ヲ終リマセヌ中ハ、讓渡等ノ效能ヲ爲サナイ、即チ無效ニスルト云フ趣意ノ事柄ヲ規定シテ居リマスル、然ルニ此鐵道會社ニ限リマシテ、十分ノ一、株金ヲ拂ヒマシタ場合ハ、登記ヲ以テ會社ノ設立ヲ告グルト云フノガ、第一條デ規定ニナツテ居リマスル、會社ガ營業ヲ始メマシタニモ拘ラズ、株券ノ讓渡ハ四分ノ一ニ充テシケレバナラスト云フガ、即チ第二條ニ規定シテゴザイマス、最前此特別法ノ二十八年ニ本院ヲ通過致シマスル際ニ、政府ハ矢張此株券ノ賣買ハ四分ノ一ニ充タスマテハ、許サヌト云フ方ガ宜シトイト云フ解釋ヲ執ラテ居リマシタノデゴザイマスル、矢張此改正案ニ對シマシテモ、一般ニ賣買致スト云フコトハ、株金ノ四分ノ一マデ拂込シダ後ニスルト云フコトヲ、今日モ矢張左様ニ政府ハ認メテ居リマス、ナセサウアルカト申シマスルト云フト、商法ニ規定致シテ居リマスル所デハ（此時「モウ少シ高聲ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ）總テ此四分ノ一ヲ拂込マヌケレバ、登記ヲ許サズ、會社ノ設立ヲ告云フコトニ見テ居リマスル、然ルニ此改正ノ理由書ニ見エテ居リマスル、株金拂込ノ出來マセヌ株主ノ生ジタ場合ニハ、其處理上ニ餘程困難ナ事柄モ見エマスヤウデゴザイマスカラ、更ニ此削除スルト云フコトデゴザイマセズニ、第二條ニ拂込ノ出來ナイ株主ノ起ツタキニハ、其株ニ對シテ丈公賣スル、即チ公賣ノ效力ヲ有スルト云フ意味ヲ、此二條ヘ但書デモ加ヘマシタナラベ、拂込ヲ爲シ得マスルコトガ出來ナイ株主ノ生ジタトキニ、其煩ヒヲ避ケルコトガ出來ルデアラウト思ヒマス、又是等ノ事ヲ會社ノ定款中ニ記載致シテ置キマシタナラバ宜シカラウト思ヒマスカラ、就イテハ此二條ニ今ノ様スト云フ趣意ニナリマシタ方ガ宜カラウト存ジマスル、總テ十分ノ一拂込ノ盡デ賣買ヲサスルト云フコトハ、政府デハ好マヌノデゴザイマスカラ、一應其理由ヲ申述ベテ置キマス

○石原半右衛門君（百七十四番）唯今ノ政府委員ノ御説明ヲ一通り承フテ、考ヘテ見マスルノニ、現ニ商法デハ株金ノ拂込ヲシナカツタ分ハ、會社ヘ之

ヲ取上ケル——會社へ取上ゲテモ、ソレヲ必ズ公ニ賣拂ハナラスト云フ規定ガアルヤウニ思フ、サウスレバドノ道會社デ持ツコトモ出來ズ、賣拂フコトモ出來ズ、其處分ノ仕方ガナイノデゴザイマスルガ、今政府委員ノ説明ニ依リマスト云フト、第二條ヘ但書ヲ加ヘテ其拂込ヲナサヌ分ダケ特ニ處分スル途ヲ設ケサヘスレバ宜シト云フ御話ノヤウデゴザイマスルガ、其途ハ政府案トシテ、改正案ヲ御提出ニナルト云フ御運ビニナツテ居リマスデスカ、一應承リタ

(政府委員遞信次官男爵鈴木大亮君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスデスガ、全ク削除スルデナシニ、第一條ニ最前申述ベタノ趣意ノ但書ヲ加ヘタナラバ、完全ニナルデアラウト云フコトヲ申述ベタノデゴザイマス、別ニ政府ガ案ヲ提出スルト云フ譯デゴザイマセヌ

○石原半右衛門君(百七十四番) サウシマスルト、政府ハ其案ハ但書ヲ加ヘルト云フ必要ヲ御認メニナツテ、サウシテ其但書ト云フモノハ——但書ヲ加ヘルト云フ案ハ、御提出ニハナラナイト云フ譯デアリマスノデスカ

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 此場合提出スルト云フコトハ、別ニ決定シテ居リマセヌアズ

○議長(鳩山和夫君) 採決シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者

多數

○議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス、本案ハ是デ確定シマシタ——日程第十七ニ就イテ採決シマス、是ハ委員會ノ修正意見ガアリマス、先づ第一項ニ就イテ採決シヤウト考ヘマス、即チ原案ノ「八哩以上ノ鐵道ハ」ト云フ文字ト「八哩以下ノ鐵道ハ」一哩ニ付キ一錢特種ノ鐵道ハ一哩ニ付キ金三錢ト云フ是ダケノ文字ハ削除シテアラテ、ソレカラ「運賃額ヲ增加スル場合ニ於テハ少クトモ二週日前ニ」ト云フ下ニ「之ヲ」ノ二字ヲ加ヘルト云フノガ委員會ノ意見デゴザイマス、委員ノ修正意見ニ御異議ハアリセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 即チ委員會ノ修正案通決シタモノト認メマス、ソレカラ次ニ第二項トシテ左ノ一項ヲ加ヘル「前項ノ旅客運賃額ヲ算定スルニ當リ一人ニ對スル最低額ヲ金三錢マテニ定ムルコトヲ得」此委員會ノ修正說ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 其通可決シタモノト認メマス、第二項ハ別ニ修正ガアリマセヌ、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 原案ノ通可決致シマス、本案ハ是デ確定致シマス、日程第十八登録稅法中刪除法律案——小西甚之助君

第十八 登錄稅法中刪除法律案(阿部興人君外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(小西甚之助君演壇ニ登ル)

○小西甚之助君(二百九十二番) 式ニ依リマシテ委員會ノ經過ト結果トヲ報道致シマス、本案登錄稅法中刪除法律案ニ對スル委員會ハ、去ル九日ヲ以テ委員長及理事ノ選舉ヲ致シマシタ、其選舉ノ結果ハ夙ニ議長ガ報告致シマシタ通デゴザイマス、第二回ハ十三日ニ開キマシテ、政府委員ノ出席ヲ求メ質

問應答ヲ致シ、討論審議ノ末過半數デゴザイマシタガ、委員長ノ決定ニ依リテ本案ハ本院ニ於テ可決スベキモノナリト結果ヲ告ゲマシタコトデゴザイマス、而シテ委員會ガ可決ヲ致シマシタ理由ハ、之ヲ要約致シマスレバ、全ク單純ナモノデアラタテ、凡ツ結婚、出生其他戸籍ニ關スル登錄ハ、元ト國家至當ノ職務デアリマスルガ故ニ、之ニ對シテ課稅ヲ爲スト云フコトハ、決シテ性質ニ於テ宜シキヲ得タルモノデゴザイマス、蓋シ國アレバ人アリ、人アレバ結婚アリ、結婚アレバ出生アリ、死亡アリト云フコトハ自然ノ結果デアル、然ルニ國家第一ノ職務ハ、全ク此人事ヲ統理スルニアルコトデアル、此人事統理ノ基礎ヲ作ルト云フコトハ、誠ニ國家ノ一大要務ト言ハナケレバナラナイコトデアリマス、今戸籍ヲ設ケテ之ヲ順序登錄スルト云フコトハ、是レ即チ人事統理ノ基礎ヲ作ルモノデゴザイマスル以上ハ、タ戸籍ノ登錄ハ、人事統理ノ基礎ヲ作リマスルモノデゴザイマスル以上ハ、此基礎タル常ニ最モ正確ナランコトヲ期セナケレバナラナイノデアル、若是ガ正確ヲ缺クヤウナコトアラシカ、國家ハ決シテ正確ナル統理ヲ爲スコトニシテ一圓ト云フ登錄稅ヲ取ラレ、出生ヲ届出ヅレバ忽チニシテ二十錢ト云フ登錄稅ヲ取ラレ、其他相續スレバドレ程、養子ヲスレバドレ程、轉籍スレバドレ程、分家スレバドレ程ト云フ如ク、各々若干ノ印紙ヲ貼用シテ納稅シナケレバナラナイコトデゴザイマスルガ故ニ、相當ノ資力ヲ持ツテ居ルモノデゴザイマシテモ、所謂人情ノ弱點トシテ、兎角是等人事ノ隱蔽ヲシテ、此居出ヲ怠ルト云フ傾向ヲ生シ來タテ居ルノデアル、既ニ相當ノ資力アル者ト雖モ、尙ホ斯ノ如キ有様デゴザイマス、併ナガラ是亦人情ノ弱點カラシテ、彼ノ公ノ救助ヲ受ケテ居ルト云フモノハ、ソレハ格別デゴザイマスルガ、ソル、併ナガラ本法ニハ第十九條ノ規定ガゴザイマシテ、無資力デアルトカ、又ハ窮困者デ公ノ救助ヲ受ケテ居ルト云フヤウナモノハ、登錄稅ヲ免除スルト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ是亦人情ノ弱點カラシテ、彼ノ公ノ救助ヲ受ケテ居ルト云フモノハ、ソレハ格別デゴザイマスルガ、ソラレドモ誠ニ仕方ノナイノハ、其無資力者デアルニモ拘ラズ、貧民ノ取扱ヲ受クルト云フコトヲイヤガル點カラシテ、兎角戸籍ニ關スル届出ヲ怠ルコト

ガアル、是ハ何レノ地方ニ殆ド其趨勢ヲ同クシテ居ル有様デゴザイマス、果シテ左様デゴザイマスレバ、人事統理ノ基礎タル戸籍ガ、如何ニ紊亂シ、如何ニ不正確ヲ極メルニ至ルカト云フコトハ、誠ニ想像ニ堪エザルモノガアルノデアル、故ニシテ是ガ救濟ノ途ヲ執ラナイデ置イテハ、其紊亂ハ歲月ノ流ル、ト共ニ、益々紊亂シ不正確ヲ増進スル結果ハ、人事上如何ナル奸弊ヲ生ズルカモ計ラレナイト信ズルデゴザイマス、諸君モ御承知ノ如ク、我國ノ戸籍ノ整理ハ漸ク近年ニ至リテ、初テ其全キヲ得ヤウトシテ居ルノデアル、然ルニ今又此課稅ニ依リテ、此紊亂ニ陷ラントスルニ於テハ、誠ニ憂フベキ限デハゴザイマセヌカ、本案課稅刪除ノコトハ實ニ已ムヲ得ナイ次第デアルト私ハ思フノデアル、終リニ臨ンデ一言申シテ置キタモノハ、外ノコトデゴザイマセヌガ、本案刪除ノ結果タル歲入ノ減少ハ如何ニスルヤト云フ、即ち是レデアル、本委員會ニ於キマシテハ、此事ハ敢テ深ク憂慮スルニ足ラナ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトハナカラウト思フノデアル、又縱シヤ萬一若干ノ不足ガアルト致シマシテモ、印紙稅ノ增加ハ、頗ル長足ノ勢ヲ以テ進ミ來テ居ル狀況デゴザイマスルガ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトト思ヒマス、要ハ唯國家至當ノ職務ヲ行ハシガタメニハ、豫定ノ歲入ニ不足ヲ生ズルモ又餘儀ナ次第デアル、申換ヘマスレバ不正當ノ課稅ヲ廢スルタメトデゴザイマスルガ故ニ、時ニ及シテ議會ハ相當ノ議決ヲ爲シテ宜シヤモノニ、正當ナル課稅ヲ他ニ求ムルハ誠ニ餘儀ナイ譯デアルト云フノデゴザイマス、況ヤ實際果シテ不足ヲ生ズルカドウカト云フコトハ、將來未定ノ問題ナルニ於テヨヤ、是ガ即チ委員會ニ於ケル本案可決ノ理由ノ梗概デアル、サウシテ本案反對說ノ理由ニ於キマシテハ、別ニ少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、茲ニ報告スルコトヲ省略致シマス、宜ク御了承ヲ希望致シマス

(木暮武太夫君演壇ニ登ル)

○木暮武太夫君(百四十八番) 諸君、明治二十九年法律第二十七號登錄法ニ對シ、第十五條及第九條ヲ刪除スルト云フ法律ノ委員會ノ結果ハ、唯今委員長カラ御報告デゴザイマスルガ、本員ハ是ニ反對ヲ表スル者デアル、唯今委員長ガ御述ベニナリマスル通、此戸籍ニ關スル登錄稅ヲ徵收スルト云フコトハ、國家至當ノ仕事デアツテ、之ニ課スルハ往カヌト云フノガ委員會ノ議論デアリマス、又此收入ニ課スルノハ當然デアル、然ルニ收入ノナイモノニ稅ヲ課スルノモ亦不當デアル、又貧富總テ一般ニ同等ニ稅ヲ課スルコトハ不都合デアル、又此戸籍登錄ガアルクメニ戸籍ガ大イニ紊レル、登錄稅ヲ免レントスル者ガアルガタメニ戸籍ノ届洩レガ多イト云フ、此四箇條ノ理由ヲ以テ之ヲ打破タノデアル、併ナガラ國家正當ナ仕事ニアリマシテモ、稅ヲ取

テハ惡ルイト云フコトハナイ、又收入ノナイモノデモ、稅ヲ徵收スルコトハ一向差支ナイ、即チ今日デモ戸籍ノミデナイ、地所ニ對スルノ登記、家屋ニ對スルノ登記ノ如キモ、國家ハ是ハ正當ニ爲スペキモノデアル、併ナガラ是カラ總テ徵收ヲシテ居ル、又是ニ就イテハ收入ガナイモ拘ラズ、是カラ取シテ居ルノデアル、更ニ差支ナインデアリマス、又此貧富ニ就イテ同等ニヲ生ズルカモ計ラレナイト信ズルデゴザイマス、諸君モ御承知ノ如ク、我國ノ戸籍ノ整理ハ漸ク近年ニ至リテ、初テ其全キヲ得ヤウトシテ居ル、是ニ就イテハ收入ガナイモ拘ラズ、是カラ取ルト申シマスルガ、此法律ノ第十九條ニ於テ、極貧ノ者カラハ免除スルノ限デハゴザイマセヌカ、本案課稅刪除ノコトハ實ニ已ムヲ得ナイ次第デアルト私ハ思フノデアル、終リニ臨ンデ一言申シテ置キタモノハ、外ノコトデゴザイマセヌガ、本案刪除ノ結果タル歲入ノ減少ハ如何ニスルヤト云フ、即ち是レデアル、本委員會ニ於キマシテハ、此事ハ敢テ深ク憂慮スルニ足ラナ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトハナカラウト思フノデアル、又縱シヤ萬一若干ノ不足ガアルト致シマシテモ、印紙稅ノ增加ハ、頗ル長足ノ勢ヲ以テ進ミ來テ居ル狀況デゴザイマスルガ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトト思ヒマス、要ハ唯國家至當ノ職務ヲ行ハシガタメニハ、豫定ノ歲入ニ不足ヲ生ズルモ又餘儀ナ次第デアル、申換ヘマスレバ不正當ノ課稅ヲ廢スルタメトデゴザイマスルガ故ニ、時ニ及シテ議會ハ相當ノ議決ヲ爲シテ宜シヤモノニ、正當ナル課稅ヲ他ニ求ムルハ誠ニ餘儀ナイ譯デアルト云フノデゴザイマス、況ヤ實際果シテ不足ヲ生ズルカドウカト云フコトハ、將來未定ノ問題ナルニ於テヨヤ、是ガ即チ委員會ニ於ケル本案可決ノ理由ノ梗概デアル、サウシテ本案反對說ノ理由ニ於キマシテハ、別ニ少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、茲ニ報告スルコトヲ省略致シマス、宜ク御了承ヲ希望致シマス

(木暮武太夫君演壇ニ登ル)

○木暮武太夫君(百四十八番) 諸君、明治二十九年法律第二十七號登錄法ニ對シ、第十五條及第九條ヲ刪除スルト云フ法律ノ委員會ノ結果ハ、唯今委員長カラ御報告デゴザイマスルガ、本員ハ是ニ反對ヲ表スル者デアル、唯今委員長ガ御述ベニナリマスル通、此戸籍ニ關スル登錄稅ヲ徵收スルト云フコトハ、國家至當ノ仕事デアツテ、之ニ課スルハ往カヌト云フノガ委員會ノ議論デアリマス、又此收入ニ課スルノハ當然デアル、然ルニ收入ノナイモノニ稅ヲ課スルノモ亦不當デアル、又貧富總テ一般ニ同等ニ稅ヲ課スルコトハ不都合デアル、又此戸籍登錄ガアルクメニ戸籍ガ大イニ紊レル、登錄稅ヲ免レントスル者ガアルガタメニ戸籍ノ届洩レガ多イト云フ、此四箇條ノ理由ヲ以テ之ヲ打破タノデアル、併ナガラ國家正當ナ仕事ニアリマシテモ、稅ヲ取

テハ惡ルイト云フコトハナイ、又收入ノナイモノデモ、稅ヲ徵收スルコトハ一向差支ナイ、即チ今日デモ戸籍ノミデナイ、地所ニ對スルノ登記、家屋ニ對スルノ登記ノ如キモ、國家ハ是ハ正當ニ爲スペキモノデアル、併ナガラ是カラ總テ徵收ヲシテ居ル、是ニ就イテハ收入ガナイモ拘ラズ、是カラ取シテ居ルノデアル、更ニ差支ナインデアリマス、又此貧富ニ就イテ同等ニヲ生ズルカモ計ラレナイト信ズルデゴザイマス、諸君モ御承知ノ如ク、我國ノ戸籍ノ整理ハ漸ク近年ニ至リテ、初テ其全キヲ得ヤウトシテ居ル、是ニ就イテハ收入ガナイモ拘ラズ、是カラ取ルト申シマスルガ、此法律ノ第十九條ニ於テ、極貧ノ者カラハ免除スルノ限デハゴザイマセヌカ、本案課稅刪除ノコトハ實ニ已ムヲ得ナイ次第デアルト私ハ思フノデアル、終リニ臨ンデ一言申シテ置キタモノハ、外ノコトデゴザイマセヌガ、本案刪除ノ結果タル歲入ノ減少ハ如何ニスルヤト云フ、即ち是レデアル、本委員會ニ於キマシテハ、此事ハ敢テ深ク憂慮スルニ足ラナ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトハナカラウト思フノデアル、又縱シヤ萬一若干ノ不足ガアルト致シマシテモ、印紙稅ノ增加ハ、頗ル長足ノ勢ヲ以テ進ミ來テ居ル狀況デゴザイマスルガ故ニ、年度末ニ至リテ諸印紙稅ノ總額ハ差引キサノミ不足ヲ見ルヤウナコトト思ヒマス、要ハ唯國家至當ノ職務ヲ行ハシガタメニハ、豫定ノ歲入ニ不足ヲ生ズルモ又餘儀ナ次第デアル、申換ヘマスレバ不正當ノ課稅ヲ廢スルタメトデゴザイマスルガ故ニ、時ニ及シテ議會ハ相當ノ議決ヲ爲シテ宜シヤモノニ、正當ナル課稅ヲ他ニ求ムルハ誠ニ餘儀ナイ譯デアルト云フノデゴザイマス、況ヤ實際果シテ不足ヲ生ズルカドウカト云フコトハ、將來未定ノ問題ナルニ於テヨヤ、是ガ即チ委員會ニ於ケル本案可決ノ理由ノ梗概デアル、サウシテ本案反對說ノ理由ニ於キマシテハ、別ニ少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、少數者カラ詳細演說ヲ致シマス、茲ニ報告スルコトヲ省略致シマス、宜ク御了承ヲ希望致シマス

(木暮武太夫君演壇ニ登ル)

○木暮武太夫君(百四十八番) 諸君、明治二十九年法律第二十七號登錄法ニ對シ、第十五條及第九條ヲ刪除スルト云フ法律ノ委員會ノ結果ハ、唯今委員長カラ御報告デゴザイマスルガ、本員ハ是ニ反對ヲ表スル者デアル、唯今委員長ガ御述ベニナリマスル通、此戸籍ニ關スル登錄稅ヲ徵收スルト云フコトハ、國家至當ノ仕事デアツテ、之ニ課スルハ往カヌト云フノガ委員會ノ議論デアリマス、又此收入ニ課スルノハ當然デアル、然ルニ收入ノナイモノニ稅ヲ課スルノモ亦不當デアル、又貧富總テ一般ニ同等ニ稅ヲ課スルコトハ不都合デアル、又此戸籍登錄ガアルクメニ戸籍ガ大イニ紊レル、登錄稅ヲ免レントスル者ガアルガタメニ戸籍ノ届洩レガ多イト云フ、此四箇條ノ理由ヲ以テ之ヲ打破タノデアル、併ナガラ國家正當ナ仕事ニアリマシテモ、稅ヲ取

イト思フ、ドウゾ此事ハ國家ノ收入ニ關シ、第九議會以來、戰後ノ經營トシテ爲シタ問題デゴザイマスカラ、今更ニ昨年以來ノ行掛リニ拘泥シテ、戸籍

登録ヲ刪除スルト云フコトハ、本會議ニ於テ否決セラレントコトヲ希望致シマス

(内藤久寛君演壇ニ登ル)

○内藤久寛君(二百七十一番) 唯今木暮君カラシテ此案ニ反對ノ演説ガアッタコトデアリマスルガ、要スルニ此登録稅實施以來、却テ戸籍ガ整理シテ參フタト云フコトデアル、又或ハ此登録稅ノ收入ハ如何ニスルカ、是等ニ就キマシテハ何ニ依ツテ此登録稅實施以來、殊ニ戸籍ガ整理シタト云フ實蹟ガアリマスルカ、實ニ疑ハシイコトデアル、稅ヲ取ルタメニ届出ヅル者ガ多クナ。テ來ルト云フコトハ、道理ニ於テアルベキコトデナリ、又此收入ノコトニ就キマシテハ、實際追ニ此印紙稅ノ如キハ殖エテ參リマスカラシテ、年度末ニ至リマシテハ、左シタル缺損ヲ生ズルト云フコトハナイ考ヘデアル、縱シ缺損ヲ生ジテ見マシタ所ガ、政府ハ其當時ニ及シ前年度ノ剩餘金ノ中カラシテ之ヲ補充スルノ案ヲ發シマセウガ、其他相當ノ案ヲ具ヘテ政府カラ求メテ來マセウガ、吾々ハ之ヲ廢シタル責任ヲ持テ居ルカラ、其時ニ當ツテ協賛ヲ致シテ決シテ差支ナイコトデアル、又戰後ノ經營ト云フコトニ至リマシテハ、殆ド二億四千万ノ高デアルカラ、之ヲ整理スルニ百万圓位ノタメニ國庫ガ如何ニ之ヲ整理スルカト云フ程ノ困難ハシハシマイト考ヘマス、殊ニ委員長カ申述ベラレマシタ通り、此登録稅實施以來戸籍ノ届出ガ粗漏ニナリマシテ、現在統計ノ上ニ於テ届ノ減フテ居ルコトハ明カデアリマス、戸籍ノ紊亂スルト云フコトハ、實ニ重大ノコトデアッテ將來甚シク亂レルコトニデモナレバ、徵兵ノ年齢檢丁期等ニ於テモ、非常ナ相違ガ生ジテ來マシテ、國家ノ整理ノ上ニハ、容易カラヌ由々數大事ガ起ルト思フ、斯ノ如ク今日實際ニ戸籍ノ紊亂スルコトヲ認メタナラバ、縱令昨年之ヲ議決シタルニモセヨ、此整理ヲ一日後ルレバ一日ダケ國家ノ戸籍ガ亂レルコトニナルノダカラ、故ニ私ハ却テ木暮君トハ反對デ行掛リハアッテモ、戸籍ノ紊亂ヲ各地方ニ目撃スル以上ハ、諸君ハ之ヲ廢スルコトニ御同意下サルコト、吾々共ハ深ク信ズルノデアル、又政府ノ課稅ト當否ト云フモノハ、直接ニハ人民ノ休戚ニモ關係ノコトデアリ、間接ニハ行政上ニモ種々ノ關係ヲ生ズルノデアルカラ、餘程慎重ニ定メナケレバナラヌモノデアル、吾々ハ實ニ諸君ト共ニ此點ニ於テハ、致々トシテ納稅ノ當否ヲ研究スル者デアリマスカラシテ、斯ノ如キ不都合ナル課稅ニ就イテハ、諸君ハ必ズ之ヲ廢スルコトニ同意ヲセラレルコト、深ク信ジマス、宜シク御贊助ヲ請ヒマス

〔採決ト呼フ者アリ〕

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 登録稅法中ニ於テ、獨リ戸籍ノ登録ノミヲ廢スルト云フコトハ、全體ノ上ニ於テ權衡ヲ得ヌコト、思ロマス、政府ハ反對

ヲシマス

〔採決ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 本案ノ一讀會ヲ開クベシトセラル、諸君ノ起立ヲ求メ

マス

起立者

多數

○議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス
○東尾平太郎君(八十八番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(鳩山和夫君) 直チニ二讀會ヲ開クニ異議ハアリマセヌカ

○議長(鳩山和夫君) 直チニ二讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ省キ全部ヲ議題ト致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル
〔採決ト呼フ者アリ〕

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル
〔採決ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 異議ハナイカラ可決ト認メマスガ、三讀會ハ如何致シマスカ

〔直チニ開カレタイ〕又〔贊成々々〕ノ聲起ル
〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル
〔採決ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 三讀會ヲ開クニ異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(鳩山和夫君) 直チニ三讀會ヲ開キマス

登録稅法中刪除法律案

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(鳩山和夫君) 然ラバ本案ハ是デ確定致シマシタモノト認メマス
次ハ日程第十九、酒造稅法中改正法律案

第三讀會

第十九 酒造稅法中改正法律案(花木甚右衛門)

第一讀會ノ續

君外九名提出)

○山田忠兵衛君(二十五番) 私ハ此案ノ委員ノ一人デゴザイマスガ、過日委員長ヨリ委員會ノ報告ヲセラレタ中ニ、事實ト違フテ居ルコトガアリマスカラ一應辯シテ置キマス、ソレハ此案ノ委員長ハ、第五條ニ七十條ニモ又三十條モ、殆ド全會一致ニテ決シマシタヤウニ報告サレタガ、十條ヲ挿入スルコト、及三十五條ニ於テモ委員會ハ全半數デ、委員長ガ一人加テ多數ニナッタノデアリマスカラ、此報告ノ達ラテ居ルト云フコトヲチヨット申上ゲテ置キマス

誠ニ寥々寂々タル田舎アル、隣ニ一里三軒目ニ四里ト、斯様ナル田畠田ノ間ニ散在シテ、轉轄シテ居ル間ニ、或ル農家ニ行レル、斯様ナ場所デ、三十石ノ酒造デナケレバ出來ヌト云フタナラバ、酒屋ガ一軒モナクナル、何トナレバ、濁酒ノ供給ヲ受ケルト云フヤウナ場所ハ、一箇年ニ三十石賣買スルコトガ出來ナイ、一箇年ニ三十石賣ル位ナル盛ナル都デゴザイマスナラバ、濁酒ノ製造ノ必要ハナイ、若シ夫レ濁酒ノ必要ヲ感ズル農家ニアラテ、田舎ニアラテ、三十石以上造ラナケレバナラヌトシテ造タナラバ、濁酒ハ土用ニ入テ姐ガ生ジテ、腐敗シテ何ニモ用ヲナサヌ、是ハ田舎ノ實況デアル、濁酒ト云フ實ヲ知ツタ方ハ最早御承知ノコトデアラウト私ハ信ジマス、サリナガラ到底行レ難キ所ノ法案ヲ制定シヤウトスルノハ、何ノタメデアルカト云フト、要スルニ濁酒屋征伐、清酒屋ノ懷抱ヘ、名ハ法律改正デアルケレドモ、其實利己ノ謀ヲ爲サントスルモノト斷言スルヲ憚ラナインデアル、又此法案ヲ能ク見レバ、如何ニモ私ガ唯今マテ言フ通ニ、清酒釀造家ガ自己ノ利益ノタメニノミ提出シタモノデアルト云フコレガ現レテ居ル、此法案ノ中ニ自白シテ居ル、吾ニハ清酒釀造家デアルカラ、濁酒ヲ征伐シナケレバナラヌト云フコトガ此表面ノ上ニ現ハレテ居ル、即チ理由書ノ末文ニ「從來自家用酒ヲ製造セシ者ノ數名協同シテ濁酒業者トナリシモノ云々」ト云フコトデアル、是ハ何ノ必要アラテ此法案改正ノ理由ト致サレタノアリマス、此法案ノ精神ニシテ果シテ酒ノ製造ノ取締ヲ爲サネバナラヌト云フコト、税源ノ保護ト云フコトデゴザイマスナラバ、斯ノ如キコトハ無用ノ話デアル、何人協同シテ酒ヲ造リマセウガ、何人申合セテ濁酒營業者トナラウガ、其營業スル所、釀造スル所ノ事柄ガ、一モ法律ニ背カズ、其一人獨立シテ營業スルモノト同シ税金ヲ負擔シテヤルナラバ、何ノ咎ムルコトガアリマス、從來一人デ一圓二圓納メテ一石造タモノガ、ワレガ二十人協同シテ百石造リ、其釀造ノ方法ハ悉ク法律ニ從ヒ、又其税金ハ一人獨立シテスルト同ク納税シテアルナラバ、何ノ不都合アラテ此法案提出ノ理由トシテ喋々スルコトガゴザイマス、然ルニ是等ノコトヲ喋々シマスルノハ、酒造税法中ニ是等ノ事柄ヲ豫防シテ置カヌガタメニ、焼餅、チン^クヲ起シテ斯ウ云フ法律案ヲ出シタノデアル、テ私ハ此法案ト云フモノニ就イテハ大イニ考フル所モゴザイマス、即チ議場ノ大勢ハ最早初メ申シマス通ニ、酒ニ醉テ居ラレマスカラ——知覺精神ヲ失ツタ方ガゴザイマスカラ、此法案ハ多數ニ依ツテ可決セラル、ノデアラウト思ヒマスケレドモ、理窟ハドコマデモ理窟デアル、況ヤ昨年初テ制定シテ法律ヲ、未ダ経験ヲ積マザル今日ニ於テ、斯ノ如キ理由ヲ以テ改正セントスルト云フニ至ラテハ、實ニ議權ヲ妄用スル甚シキモノデアル、デ此法案ヲ提出サレタ諸君ヲ見レバ、皆關西或ハ中國ノ人デ、濁酒ト云フコトニハ關係ガ多ク有タヌ方ミデゴザイマス、其中デ不思議ナノハ谷川老人、佐藤老人デゴザイマス、是等ハ私ガ先キニ言タ所ノ全ク酒ニ醉ドレテシマタノデアル、議案ト云フモノヲ見ナイデ自分ノ名ヲ書イタノデアル、然ラズンバ決シ

○此法案ニ署名スルコトガ出來ナイ筋合デアル、唯今迄申シマシタコトハ、請リ濁酒一方ノコトニ就イテ言フノデアルガ、其他關西ナリ、中國ナリノ諸君ガ多少關係ヲ有ツテ居ル、第三項ノ白酒、味淋、燒酎、酒精ト云フコトニ就イテモ御注意アランコトヲ請マス、東京、大阪ノヤウナ大繁華ノ土地デアラタナラバ、白酒ヲ十石造ルノハ何デモナイ、サリナガラ鹿兒島ノ端デ、仙臺ノ田舎デハ、白酒ヲ十石造ルコトガ出來ナイト云フナラバ、白酒屋ハナクナリマス、白酒ヲ用ヒル時節ハ何時デアル、僅ニ舊暦ノ三月デ、舊暦ノ三月ニ賣ルニ十石デナケレバナラヌ——逆モ賣レルモノデハナイ、買フモノガナイ、其他味淋モ同ク、或ハ鹿兒島ノ芋燒酎モ同シコトデアル、是モ十石以上デナケレバナラナイ、鹿兒島ノ人ガ芋燒酎ヲ嗜ムコトヘ、東北ノ人ガドブロクヲ嗜ムヨリモ多ウゴザイマスカラ十石位ハ何デモナイガ、東北ノ方ニ關係ヲ有ツテ居ル濁酒ハ三十石、鹿兒島ノ方ハ十石アルカラ、鹿兒島ハ比較的ニ利益デアルト云フコトデ、鹿兒島ノ諸君ガ御同意ニナラタカモ知レナシ、サリナガラ諸君ハ獨リ鹿兒島ノ芋酒ト云フコトニノミ目ヲ著ケズ、東京其他ニ於テ行ル、燒酎ニ目ヲ著ケラレタナラバ、是レ亦十石以上デナケレバ、醸造スルコトガ出來ヌト云フコトハ、ナシ難イ營業ヲ人ニ強ユルモノト思ヒマス、瀧場ノ諸君宜シク此點ヲ御考ノ上、本案ノ如キハ否決セラレンコトヲ希望ノ至ニ堪ヘマセヌ

○議長(鳩山和夫君) 昨日ノ速記録ニ見ヘマス通、吉本榮吉君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシテ、定足數ヲ缺イタ、メニ採決セズニアリマスガ、是ハ昨日ノ續デアリマスカラ、讀會省略ノコトヲ採決シナケレバナラヌト思ヒマス、此際讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシト」呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 請會省略セラレマシタ、全部ヲ議題ト爲シマス

○議長(鳩山和夫君) 提出

○肥塚龍君(六十三番) 是ハ反對ノ通告ハマダアルノデスカ

○議長(鳩山和夫君) モウアリマセヌ

○肥塚龍君(六十三番) 賛成ハ……

○議長(鳩山和夫君) モチラモアリマセヌ

○中島又五郎君(二十四番) 自分ハ賛成ノ通告ヲ致シテ置キマシタガ……

○議長(鳩山和夫君) 御取消ニハナリマセヌカ

○議長(鳩山和夫君) 取消ハ致レマセヌ

○中島又五郎君(二十四番) サウスレハ一人アリマス

○肥塚龍君(六十三番) ワレデハ賛成ノ演説ヲ承テ……

○議長(鳩山和夫君) 中島君……

○中島又五郎君(二十四番) 反對者ガ先キニナサラテモ宜シウゴザイマス

○肥塚龍君(六十三番) ソレナラバ本員ハ此席ヨリ概略反對説ヲ述べマス、

反對説ハ先刻草刈君ヨリニガシキ反對説ガアッタ、其後トテ反對ヲシマスルノハ、餘り反対好キノヤウデゴザイマスルガ、本員ノ反対ハ草刈君ホドノ反対デハナイ、草刈君ホドノ反対デナクシテ『第三十五條中「特令アルモノヲ除キ」ノ九字ヲ削除ス』此事ニ就イテ第二十五條ヲイデタルコト丈ハ、断シテ反対ヲシナケレバナラヌト云フ趣意デゴザイマスルガ、本員ノ反対ハ草刈君ホドノ反対デハナイ、草刈君ホドノ反対デナクシテ『第三十五條中「特令アルモノヲ除キ」ノ九字ヲ削除ス』此事ニ就イテ第二十五條ヲイデタルコト丈ハ、断シテ反対ヲシナケレバナラヌト云フ趣意デゴザイマス、長ウ申ス必要モゴザマセヌガ、此特令アルモノヲ除キト云フコトヲ入レマシタノハ、諸君ノ御承知ノ通、ツイ此間ト云フテモ宜イ、第九議會ニ於テ此特令アルモノヲ除キト云フ九文字ヲ入レタコトハ諸君モ御承知デアル、即チ特令アルモノト云ヘバ何デアルカト云フト、東京市區改正ニ要スル費用トシテ東京市内ニ酒ガ地方カラ這入シテ來マス、其酒一石ニ附イテ五十錢ト云フモノヲバ出サシテ、其金デ市區改正ノ費用ニ充テルト云フコトガ、明治二十一年カラ引續イテ行レテ居ルノデゴザイマス、ソレガアルタメニ第九議會ニ於テモ特令アルモノヲ除キト云フコトハ、誠ニ大多數ヲ以テ此九字ヲ入レルコトニ、此議場ハ同意ヲセラレタト云フコトハ外デハナイ、此市區改正ニ充テル所ノ費用ト云フモノハ、削減スルコトハ出來ナイト云フ感情ヲ此議場デ有シテ居大抵一年ニ五十万圓位ノ金ヲバ此市區改正ニ使フ、其中ヘ此入府稅ト云フモノガ、即チ特別稅、特別稅ガ這入シテ、其金高ガ唯今ハ受負ニナツテ七万圓ニナツテ居ルノデアリマスガ、若シ之ヲ削ルト云フコトニナルト、市區改正ノ七万圓ノ金ト云フモノハ、ソレダケ減シテシマフノデアリマスガ、此東京市ニ於キマシテ是ダケノ金ヲ削シタカラシテ、ソレデドウモ市區改正ガ出來ナイト云フ程デナイカハ知レマセヌガ、免モ角モ五十万圓ノ内ノ金ノ内デ七万圓——此九文字ヲ削ラレタナラバ、此上ニ大影響ヲ及スニ相違ハアリマセヌ、諸君ニ吳レ……モ願シテ置キマスガ、東京ノ町ト云フモノハ、關東ノ町デモナケレバ、武藏ノ町デモナイ、今日ハ全國ノ帝都ト爲リ、一步進メ世間ノ大都府ニナル所ノ今日ノ東京デゴザリマス、即チ三百議員ノ平生ヲ見マスレバ、三百議員ノ諸君、恐ラク其半東京ヲ以テ第一ノ故郷トスル位ナ今日ノ有様デゴザリマス、諸君ガ車ニ乗シテ歩ク所ノ其車ハ、一廻リ廻ル、其廻ル所ノ市區改正ノ事業ニ大關係ヲ持シテ居ル所ノ此道路、此道路ニ充テ所ノ費用ヲバ、チヨット九文字ヲ削ルト云フト、實ニ容易ナルヤウデゴザリマスガ、其九文字ト云フモノハ、殆ド一字ガ一万圓ニ就イテ居ル所ノ修正ト見ナケレバナラヌ、隨分ドウモ上手カ知レマセヌガ、甚ダ感服ノ出來ナイ所ノ出シ方デアル、諸君ハ御承知ヲ願ヒタイ、各會社ニ補助ヲ與ヘマセウ、鐵道會社ナリ、郵船會社ナリ補助ヲ與ヘテ居ル、與ヘルト約束ヲシマスト、是ハ國家ノ義務ニ屬スルモノノデ、一方ハ會社、會社ノ如キモノデアルケレモ、堂々タル此國家ガ一旦約束ヲシタ以上ハ、變更スルコトハ出來ナイト云フコトハ、何ノタメデゴザリマセウ、一旦約束シタモノヲ、國家ノ權力ニ依シテ勝手氣儘ニ變更スルト云フ様ナコトガ出來タレバ、

(中島又五郎君演壇ニ登ル)
○中島又五郎君(二十四番) 本員ハ改正案ノ第三十五條中「特令アルモノヲ除キ」ト云フ九文字ヲ削除スルト云フ事ニハ、同意ヲ表シマスルモノデゴザリマス、唯今此第三十五條ノ事ニ就キマシテ、肥塚龍君ヨリ縷々御演説ガアリマシタガ、大イニ事情ヲ誤シタ所ノ點ガアリマスル、成ル程此議案ハ昨年出マシテ、而カモ此改正案ノ點ニ就キマシテハ、委員會デハ決シテナカツタ、突然高田君デゴザリマシタカ誰カノ御發言デ、是ダケノ文字ヲ入レルト云フ

何ノ事業を行レナクナルノデアル、市區改正ニ對スル七万圓ハ、諸君、對手ハ誰デアル、株式會社デハアリマセヌ、株主ガ一年ニ一割、二割ノ配當ヲ著服スルモノトハ達ヒマスル、實ニ株式組織ノ會社ガ、株式カラ生ズル利益ヲ取ル其會社ニ向シテスラ、以テ一年ニ年八朱デアルトカ、五朱デアルトカ云フ補助ヲ與ヘテ、其補助ハナカニ、會社ガ承諾シナケレバ、變ズルコトガ出來ヌト云フ位ニ、國家ハ信義ヲ保タンナラヌモノデアルノミ、今日對手ハ誰シヤト云フト、決シテ誰一文自分ノ懷へ年ニ一割モ五朱モト配當ノ利益ヲ著服スル者ハナイ、全國四千万ノ同胞ガ、悉ク其利益ヲ分收スル所ノ此大事業ノ引續イテ行レテ居ルノデゴザイマス、ソレガアルタメニ約束ドコロデナイ、法律デ極シテ居ルモノト云フコトニナルト、市區改正費カラ、チヨット九文字ダケ削ルト云フト、七万圓ヲバ既ニ約束ノラタガタメデアル、今市區改正ガ幾ラ費用ヲ使シテ居ルカト申シマスト、此議場ハ同意ヲセラレタト云フコトハ外デハナイ、此市區改正ニ充テル所ノ費用ト云フモノハ、削減スルコトハ出來ナイト云フ感情ヲ此議場デ有シテ居大抵一年ニ五十万圓位ノ金ヲバ此市區改正ニ使フ、其中ヘ此入府稅ト云フモノガ、即チ特別稅、特別稅ガ這入シテ、其金高ガ唯今ハ受負ニナツテ七万圓ニナツテ居ルノデアリマスガ、若シ之ヲ削ルト云フコトニナルト、市區改正ノ七万圓ノ金ト云フモノハ、ソレダケ減シテシマフノデアリマスガ、此東京市ニ於キマシテ是ダケノ金ヲ削シタカラシテ、ソレデドウモ市區改正ガ出來ナイト云フ程デナイカハ知レマセヌガ、免モ角モ五十万圓ノ内ノ金ノ内デ七万圓——此九文字ヲ削ラレタナラバ、此上ニ大影響ヲ及スニ相違ハアリマセヌ、諸君ニ吳レ……モ願シテ置キマスガ、東京ノ町ト云フモノハ、關東ノ町デモナケレバ、武藏ノ町デモナイ、今日ハ全國ノ帝都ト爲リ、一步進メ世間ノ大都府ニナル所ノ今日ノ東京デゴザリマス、即チ三百議員ノ平生ヲ見マスレバ、三百議員ノ諸君、恐ラク其半東京ヲ以テ第一ノ故郷トスル位ナ今日ノ有様デゴザリマス、諸君ガ車ニ乗シテ歩ク所ノ其車ハ、一廻リ廻ル、其廻ル所ノ市區改正ノ事業ニ大關係ヲ持シテ居ル所ノ此道路、此道路ニ充テ所ノ費用ヲバ、チヨット九文字ヲ削ルト云フト、實ニ容易ナルヤウデゴザリマスガ、其九文字ト云フモノハ、殆ド一字ガ一万圓ニ就イテ居ル所ノ修正ト見ナケレバナラヌ、隨分ドウモ上手カ知レマセヌガ、甚ダ感服ノ出來ナイ所ノ出シ方デアル、諸君ハ御承知ヲ願ヒタイ、各會社ニ補助ヲ與ヘマセウ、鐵道會社ナリ、郵船會社ナリ補助ヲ與ヘテ居ル、與ヘルト約束ヲシマスト、是ハ國家ノ義務ニ屬スルモノノデ、一方ハ會社、會社ノ如キモノデアルケレモ、堂々タル此國家ガ一旦約束ヲシタ以上ハ、變更スルコトハ出來ナイト云フコトハ、何ノタメデゴザリマセウ、一旦約束シタモノヲ、國家ノ權力ニ依シテ勝手氣儘ニ變更スルト云フ様ナコトガ出來タレバ、

コトガ突然出マシタ、ヨモヤ左様ナ文字ヲ入レル事ハ通過ハスマイト思ヒマシタ所ガ、突然多數デ通過致シマシタ、併ナガラ此事情ヲ諸君ニ申上グマシタナラバ、蓋シ諸君ハ斯様ナ不道理ナル稅ヲ取ルト云フコトヲ諸君ハ能ク御考ニナルダラウ、又斯様ナ不道理ナル稅ナレバ、宜ク廢スベシト云フ御決定ニナルダラウト本員ハ信ズルデゴザリマス、又肥塚君ハ政府ト約束シタモノ、如ク、法律デ定マツテ居ルモノデアルト言ハレマスケレドモ、勅令ヲ以テ出サレタモノデアリマシテ、別段ニ法律ト云フモノデハアリマセヌ

○肥塚龍君(上八十三番) 私ハ決シテ法律トハ申シマセヌ、勅令ト云フコトハ誰デモ知ッテ居ル話デアル、法律ハ第九議會カラ法律ト爲ツタモノデアリマスカラ、其邊ノ所ハドウカ御間違ナク辯駁ヲ願ヒマス

○中島又五郎君(二十四番) ワレカラ、此既ニ七万圓ノ金ヲ市區改正ニ入レルモノデアルガ、若シ七万圓ガ取レヌトキニハ、市區改正ノ事業ヲ妨ゲラル會社ニハ種々保護金ナドモアルケレドモ、之ヲ取ラヌト云フコトニナツタナラバ、實ニ不都合デアルト言ハレマスケレドモ、政府カラハ立派ニ其義務ガ定シテ居ル、年々十五万圓ト云フ補助金ガ定シテ居リマスノデ、政府ト市區改正トノ間ノ義務ト云フモノハ——政府ノ義務ト云フモノハ確ニ定マツテ居リマスカラ、獨リ勅令ヲ以テ不當ナル稅ヲ課スルト云フコトハ、本員ハ甚ダ好マザル所デアリマス、故ニ是ヨリ其不當ナル理由ヲ追々申上げマスルガ、極ク簡単ニ述ベマス、諸君、此改正案ノ中ノ始ノ五條、十條ニ就キマシテハ、本員ハ別ニ意見ハゴザイマセヌ、三十五條ニ就キマシテ、此改正ノ存廢ニ就キマシテ、最モ直接ニ利害ヲ感ジマスルモノハ、東京市及東京ニ輸入所ノ酒造家トノ間デゴザイマス、而シテ是ガタメニ東京市ハ幾何ノ利益ヲ得テ居ルカト申シマスルト、僅カ七万圓ノ利益ヲ得テ居ル形ニ相成シテ居リマスル、本員ハ東京市民ノ一人デゴザイマスルガ、東京市民デゴザイマスルカラト申シマシテモ、不道理ナル稅ヲ取ルト云フコトハ出來マセヌ、又如何ニ不道理ナル稅トテモ、自分ノ都合サヘ宜ケレバ宜イ、他人ノ迷惑ハ構ハヌト云フ様ナコトハ、本員ノ欲セザルノミナラズ、決シテ東京市民一般ニ欲セザル所デアラウト信ズルノデアリマス、デ此關係ノナイ所ノ諸君、即チ利害ノ關係ノナイ諸君ハ、多數御出デニナルト考ヘマス、其附加稅ハ何デアルカト申シマスルト、入市稅ト唱ヘマシテ、勅令第六十二號即チ二十一年ノ勅令ニ於テ「清酒ヲ市内ニ輸入シ又ハ市内ニ於テ釀造販賣スルモノハ一石ニ付金五拾錢以内……」ト云フ稅ヲ課セラル、ト云フコトニ相成シテ居リマス、其稅デアリマス、其不道理ノ點ニ點ゴザイマス、先づ第一ノ點カラ申シマスレバ、

市區改正ノタメニ利益ヲ得ルト云フモノハ何デゴザイマセウ、其品物ハ先ツ第一ニ地面、即チ宅地ト言ハナケレバナラヌ、東京市區改正ノタメニ利益ヲ一番受クルモノハ、即チ東京市内ノ宅地デアル、土地ガ便利ニナリ、土地ガ開ケテ参リマスレバ、自然ト地グラム上ヲテ來マシテ、最モ利益ヲ得ルモノデゴザイマス、第二ハ家屋デアル、即チ往來ガ便利ニナリ、往々他國ノ者が入込ンデ來マシタナラバ、今日千圓ノ價アルモノハ千五百圓モスルト云フヤウニ、追ニニ家屋ノ直段モ進ンデ参リマス故ニ家屋ガ第二ニ利益ヲ得ルモノデアル、第三ニハ即チ營業者デゴザイマス、全ク土地ガ便利ニナリマシテ、酒ト雲フモノハドウ云フ關係ヲ持シテ居ルカ、市區改正ヲスルガタメニ、酒ノ直段ヲ高クシナケレバナラヌトカ云フ道理ハナイト考ヘル、緣故ノナイ酒ニ市區改正ノ費用ヲ取ラヌガタメニ、緣故ノナイ酒ヨリ稅ヲ取ラントスルノハ、本員ガ最モ不道理ナリトスル是ガ第一點デゴザイマス、次ニハ市區改正ノタメニ課稅シ得ベキモノハ、右ノ勅令ノ第三條ニ掲ゲテ、四ツゴザイマスガ、地價割、家屋稅、營業稅竝ニ雜種稅、清酒ト、四ツゴザイマスガ、此四ツニ就イテ、今日マデドウ云フ稅ノ取方ヲシテ來タカト見マスルト、其制限ハ地租割ハ地租ト同額ニ取ルコトガ出來マス、營業稅竝ニ雜種稅ハ、地方稅ノ十分ノ四マデ取ルコトガ出來マス、家屋稅モ亦地方稅ノ十分ノ四マデ取ルコトガ出來マス、酒ハ一石ニ附イテ五十錢以内取ルコトガ出來マスノモノヲ以テ、市區改正ニ充ルコトノ出來ル勅令ガ出テ居リマスルガ、倘ドウ云フコトニシテ、是マデ賦課ヲシテ來タカト申シマスルト、地租ノ如キニ至シテハ、地租ト同額ニ、一圓ノ地租ニ一圓ノ稅ヲ課シ得ラレベキモノヲ、今日マデ課シテ居ルモノハ、ドウカト申シマスレバ、僅ニ四十二錢、若クハ四十三錢ト云フ稅ヲ掛ケテ居ル、一圓掛ケ得ベキモノニ四十二錢、若クハ四十三錢デゴザイマスルカラ、歩合ニ致シマスルト、四分二厘若クハ四分三厘ト云フ稅シカ掛カラヌ、一番ノ利益ヲ得ル所ノ土地ガ、全額ノ稅ガ掛ケテゴキマシテハ、公平ニ諸君ノ御判断ヲ仰ギタイト考ヘマス、倍テ清酒稅ニ就キマシテ、特別ニ勅令ヲ以テ附加稅ヲ課セラレテ居ルノハ、獨リ東京市バカリデ、日本全國何レノ縣ニモナカラウト考ヘマス、其附加稅ハ何デアルカト申シマスルト、入市稅ト唱ヘマシテ、勅令第六十二號即チ二十一年ノ勅令ニ於テ「清酒ヲ市内ニ輸入シ又ハ市内ニ於テ釀造販賣スルモノハ一石ニ付金五拾錢以内……」ト云フ稅ヲ課セラル、ト云フコトニ相成シテ居リマス、其稅デアリマス、是ニ於テカ本員ハ此附加稅ノ甚ダ不道理デアルト云フコトヲ認ムルノデアリマス、其不道理ノ點ニ點ゴザイマス、先づ第一ノ點カラ申シマスレバ、

市區改正ノタメニ利益ヲ得ルト云フモノハ何デゴザイマセウ、其品物ハ先ツ第一ニ地面、即チ宅地ト言ハナケレバナラヌ、東京市區改正ノタメニ利益ヲ一番受クルモノハ、即チ東京市内ノ宅地デアル、土地ガ便利ニナリ、土地ガ開ケテ参リマスレバ、自然ト地グラム上ヲテ來マシテ、最モ利益ヲ得ルモノデゴザイマス、第二ハ家屋デアル、即チ往來ガ便利ニナリ、往々他國ノ者が入込ンデ來マシタナラバ、今日千圓ノ價アルモノハ千五百圓モスルト云フヤウニ、追ニニ家屋ノ直段モ進ンデ参リマス故ニ家屋ガ第二ニ利益ヲ得ルモノデアル、第三ニハ即チ營業者デゴザイマス、全ク土地ガ便利ニナリマシテ、酒ト雲フモノハドウ云フ關係ヲ持シテ居ルカ、市區改正ヲスルガタメニ、酒ノ直段ヲ高クシナケレバナラヌトカ云フ道理ハナイト考ヘル、緣故ノナイ酒ニ市區改正ノ費用ヲ取ラヌガタメニ、緣故ノナイ酒ヨリ稅ヲ取ラントスルノハ、本員ガ最モ不道理ナリトスル是ガ第一點デゴザイマス、次ニハ市區改正ノタメニ課稅シ得ベキモノハ、右ノ勅令ノ第三條ニ掲ゲテ、四ツゴザイマスガ、地價割、家屋稅、營業稅竝ニ雜種稅、清酒ト、四ツゴザイマスガ、此四ツニ就イテ、今日マデドウ云フ稅ノ取方ヲシテ來タカト見マスルト、其制限ハ地租割ハ地租ト同額ニ取ルコトガ出來マス、營業稅竝ニ雜種稅ハ、地方稅ノ十分ノ四マデ取ルコトガ出來マス、家屋稅モ亦地方稅ノ十分ノ四マデ取ルコトガ出來マス、酒ハ一石ニ附イテ五十錢以内取ルコトガ出來マスノモノヲ以テ、市區改正ニ充ルコトノ出來ル勅令ガ出テ居リマスルガ、倘ドウ云フコトニシテ、是マデ賦課ヲシテ來タカト申シマスルト、地租ノ如キニ至シテハ、地租ト同額ニ、一圓ノ地租ニ一圓ノ稅ヲ課シ得ラレベキモノヲ、今日マデ課シテ居ルモノハ、ドウカト申シマスレバ、僅ニ四十二錢、若クハ四十三錢ト云フ稅ヲ掛ケテ居ル、一圓掛ケ得ベキモノニ四十二錢、若クハ四十三錢デゴザイマスルカラ、歩合ニ致シマスルト、四分二厘若クハ四分三厘ト云フ稅シカ掛カラヌ、一番ノ利益ヲ得ル所ノ土地ガ、全額ノ稅ガ掛ケテゴキマシテハ、公平ニ諸君ノ御判断ヲ仰ギタイト考ヘマス、倍テ清酒稅ニ就キマシテ、特別ニ勅令ヲ以テ附加稅ヲ課セラレテ居ルノハ、獨リ東京市バカリデ、日本全國何レノ縣ニモナカラウト考ヘマス、其附加稅ハ何デアルカト申シマスルト、入市稅ト唱ヘマシテ、勅令第六十二號即チ二十一年ノ勅令ニ於テ「清酒ヲ市内ニ輸入シ又ハ市内ニ於テ釀造販賣スルモノハ一石ニ付金五拾錢以内……」ト云フ稅ヲ課セラル、ト云フコトニ相成シテ居リマス、其稅デアリマス、是ニ於テカ本員ハ此附加稅ノ甚ダ不道理デアルト云フコトヲ認ムルノデアリマス、其不道理ノ點ニ點ゴザイマス、先づ第一ノ點カラ申シマスレバ、

テ、七万圓ノ金ガ這入ラナケレバ、市區改正ノ事業ヲ妨ゲルト云フ道理ガ出
テ來ル筈ガナイ、是ハドウ云フ譯デアルカト云フト、唯酒屋ガ少數デアルカ
ラ、少數ノ酒屋ヲ壓倒スルト云フ稅ノ掛方デゴザイマス、平均ニ立派ニ地面
モ最高額ヲ掛け、家屋モ最高額ヲ掛け、營業稅雜種稅モ最高額マデ掛け、是
デ尙ホ足ラヌタメニ、酒造稅モ最高額ヲ掛けルト云フナラバ、宜シイカ知レ
マセヌケレドモ、獨リ酒ニノミ最高額ヲ掛けルト云フノハ、少數者ヲイデメ
ルト云フ稅ノ掛方デゴザイマスカラ、是ガ最モ不道理ナリト認ムル第二點デ
ゴザイマス、ソレカラ第三點ハ、此入市稅ノ取方ハドウデアルカト云ヒマスル
ト、實ニ手數ノ非常ニ掛けモノデアル、ソレ故ニ最高額ガ五十錢ト極シテ
居リマスガ、明治二十四年ヨリ一十八年ニ至ル五箇年平均ヲ取テ見マスル
ト、五十三錢二厘、乃至五十三錢八厘ト云フ稅ニナツテ居リマス、一石ニ附イ
テ五十錢ヨリ取ルコトガナラナイモノガ、五十錢以上ニ進ンデ居ル、實ニ不思
議ナ稅ノ取方デハゴザイマセヌカ、何ガ斯様ナ不思議ナ稅ノ取リ方ニ相成リ
マスルト申シマスルト、之ヲ請負稅ニ致シタ、是モ已ムヲ得ヌ所ヨリ請負稅ニ
相成フテ居リマス、元ト稅ヲ取ルニハドウスルカト申セバ、品川ヘ船デ著
キマスルト、先づ検査官ガソレニ、臨ンデ一樽毎ニ検印ヲ致シテ始テ運送ヲ
許スコトニシテ居ツタ、ソレ故ニ酒ガ不足シタ、今酒ガ足ラナイト云フト
キニ、漸ク品川ニ船ガ著イテ居ルニ拘ラズ、検査官ガ來ルマデニ幾時間モソコ
デ待ツテ居ラナケレバナラヌ、實ニ不便極シタモノデ、大變手數ガ掛けモノ
デ、アルカラ、已ヲ得ズ數年間ノ年均ヲ取ッテ、七万圓デ入市稅ヲ請負フコ
トニナシマシタ、是ニ就イテハ一昨年デゴザイマシタガ、何分五十錢ト云フ
モノガ、五十錢以上ニ増シテ居ルカラ不都合デアル、寧ソ矢張検査官ガ手數
デモ、検査ヲ受ケルガ宜カラウト云フコトニ相成フテ、受ケルコトニ致シマシ
タ、然ルニヤツテ見マスルトナカク、手數ガ多クテ、容易ニ酒ヲ送リ出スコ
トガ出來ナイト云フ困難ナ有様ニナツテ來タ、ソコデ仕方ガナイ、ドウモ五
十錢以上ノ稅ヲ掛けラレテモ已ムヲ得ナイ、非常ニ是ガタメニ商機ヲ誤シテ
損害ヲ來ス、此損害ヲ差引ケバ、ムヲ得ナイコトデアルト云フテ、泣クミ
五十錢以上ノ稅ヲ出シテ、矢張請負稅ニ致シテ居ルト云フ有様デアリマス、
實ニ酒屋ハ少數ノ人アルカラシテ構ハナイト云フヤウナ稅ノ取り方ニナツ
テ、五十錢ト極シタモノヲ、五十錢以上ノ稅ヲ取ルト云フコトハ、最モ不道
理ナコトデアル、是ガ私ノ不道理ト認メル第三點デゴザイマス、斯ノ如キ三點
ノ不道理ノコトガアルノミナラズ、一方ニ酒造家ノ狀況ヲ顧ミテ見マスレ
バ、昨年四圓ノ稅ガ遽ニ七圓ノ稅ト進ンデ來テ居リマス、其七圓ノタメニハ
酒屋連中ハ隨分困難ヲ感シテ居ルノデアル、併ナガラ是ハ國家戰後ノ大經營
ノタメニ、己ムヲ得ズ出シテ居ルト云フコトデゴザイマスカラ、四圓ノモノ
ヲ七圓ニ進メラレタ代リニハ、又國家ハ多少營業者ヲ保護スル考ヲ持タナケ
レバナラスト考ヘマス、元來東京市ガ市區改正ト云フ此大事業ヲ企テタト云
フモノハ、少々ノ金デハゴザイマセヌ、數百万圓ヲ要シ、而モ數十年掛テヤ

ルト云フ大事業デアル、大事業デスルノニ、僅カ七万圓ノ金ガナケレバ、市
區改正ノ事業ヲ妨ゲルナドト云フノハ、實ニケチナ考デアラウト思フ、左様
ナ東京市民ハケチナ考ハ持ツテ居ルマイ、又隨分東京市民ハ義俠心ニ富ン
デ居ルト云フコトハ、是ハモウ所謂江戸ヲ子肌ト云フコトハ、實ニ隠レナキ
モノデアル、其者ガ我サヘ宜ケレバ宜シイ、人ハ如何ニ苦シデモ、構ハナキ、
酒屋ハ如何ニ苦シデモ、七万圓ノ金ヲ取レバ宜シト云フ、マダケチナ根性
ハ持ツテ居ラヌト考ヘマス、或ハ反對者ハ言フデアラウ、是ハ酒屋ヲイデメ
ルノデハナイ、飲ム人ガ出ス、即チ間接稅デアルカラ、所謂酒屋ヲイデメル
ハデハナイト云ヒマセウ、併ナガラ間接稅ニシテモ、煙草屋、菓子屋、或ハ
賣藥屋ト云フモノハドウデゴザリマセウ、煙草稅ニシテモ、菓子稅ニシテモ、
賣藥稅ニシテモ、成程之ヲ喰フ、又之ヲ吸フモノガ出スニハ相
違ナシ、併ナガラ稅ガ段々増シテ來マスルト、既ニ菓子屋一杯モ、菓子稅廢
止ノ歎願ヲ出シテ請願ヲ致シ、遂ニ昨年ハ菓子稅廢止ニナツテ菓子屋ハ喜ン
ダト云フモノハ、是ハ直接ニ稅ヲ納メルモノガ、直接ニ關係ヲ持チマスルコ
トデアル、若シモ東京市民ノ酒ヲ飲ムモノヨリ稅ヲ取ルト致シマスルト、日
本全國ノモノハ、一般清酒ヲ飲ムモノハ、皆七圓ノ稅ヲ出シテ酒ヲ飲ンデ居
ルニ、東京市民丈ハ獨リ七圓五十錢ノ稅ヲ出サネバ、酒ヲ飲メナイト云フ様
ナソシナ道理ハ何處ニモナイ、實ニ東京市民ハ悉ク七圓五十錢ノ稅ヲ出サナ
ケレバナラヌノハナンノタメデアル、此稅ヲ出サナケレバ酒ヲ飲メナイト云
フコトガ、果シテ道理デゴザイマセウカ、市區改正ト云フコトハ、酒ト云
フモノト何等ノ縁故モナインニ、東京市民ハ日傭人最下等ノ人民マデガ飲ム
酒ニ七圓五十錢ノ稅ヲ出サナケレバ飲ムコトハ出來ナイト云フ不道理千萬
ナコトハ、吾ミハアルベカラザルコト、信ズルノデアル、右ノ次第デゴザ
イマスカラ、諸君ハ宜シク公平ナ御判断ヲナシテ、此七万圓ヲ取ラナケレバ、
市區改正事業ヲ妨ゲルト云フヤウナケレバ飲ムコトハ出來ナイト云フ不道理千萬
不道理トスレバ、東京市民ハ之ヲ廢スルニ躊躇セヌデアラウト思フ、若シ是
ガ果シテ正當ナ稅デアルナラバ率サ知ラズ、右ノ東京市民ノ頭ニ掛けベキ稅
ヲ取ラズ、他カラ取レバ宜シトイト云フテ、酒屋イデメニ過分ノ稅ヲ取ル、即
チ五十錢取ルベキモノヲ、五十錢以上取ルト云フノハ不道理千萬ト考ヘマス
カラ、此特制ヲ廢スルコトニ本員ハ贊成スル次第デアリマス

○松田秀雄君(四十六番) 議長

(「討論終結」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 松田君ハナンデスカ、發言ヲ求ムルノデスカ

○松田秀雄君(四十六番) 唯今ノ中島君ノ說ニ就キマシテ一言述置キタイト
思ヒマス、實ニ簡單デゴザイマス

(「討論終結」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 討論終結前デアラヤウデゴザイマスカラ、松田君ニ
肥塚龍君質問シタイ質問ハ御許ニナラヌノデスカ「ト呼フ」

發言ヲ許シマス

○松田秀雄君(四十六番) 私ハ中島君ハ熱心ニ御述ベゴザイマシタ、唯中

島君ガ京橋區トシテ述ベラレタヤウニ思ヒマス、私ハ全體ノ家屋稅が餘程超過シヤウト思ヒマス、一般ニ家屋稅が超過シマスカラシコトバ憂ヘマスカラシテ、此疑ヲ一應申シテ置カウト思フ、中島君ハ不道理ナ稅デアルト云フコトガ曾テ府廳ニゴザイマシタル所ノ書類ヲ見マスルト云フト、此稅ト云フモノハ唯今ニ始シタ稅デハゴザイマセヌ、隨分昔カラ、即チ舊政府ノ頃、文化年中位カラ引續イテ居ル、時ニ名前ハ違シテ居ル、或ハ冥加金ト稱ヘ、或ハ酒

稅ト稱ヘ、各々名前ハ違シテ居リマスルケレドモ、稅ハ矢張出シテ居ル、此稅ヲ出シテ居リマスル所カラ、不道理ト云フコトハ唯今突然來ナカラウト思フ、斯様ナ事柄ヲバ今出シヌケニ茲ニ持出スト云フ事柄ハ、甚ダ中島君ノタメニ取ラナイ、而シテ酒造家ガ少ナイヤウニ申サレマシタルガ、是ハ中島君ハ特別稅丈ノコトヲ聞イテ來テ、地租ガ特別稅デ少ナク取りマスルト云フト、或ハ地方稅ヲ餘計取り、地租ヲ餘計取りリマスルト云フト、

フコトニシテ居ル、同ク一つノ懷カラ取りマスルノデアリマスルカラシテ、幾ツモ餘計取ル其中ニ、少イノト多イノトアリマスルケレドモ、同ク餘計取ルト云フコトハ同ジコトデアル、地租ノ方ハ安イデハナイカト申サレマスルケレドモ、地方稅ヤ市稅ハ如何デゴザイマスカ、是ハ蓋シ御取調ガナカツタデアラウト思フ、家屋稅モ其通、段々市民ガ家屋稅ノ負擔ニ重イト云フコトモ能ク承知シテ居ル、其家屋稅ノコトハ更ニ申サレナイ、是等ノ如キハ十分ニ御調ガナイト私ハ思フ、又營業稅ヲ取ルト言ヒマスルガ、此營業稅ハ御承知ノ如ク地方稅ノ十分ノ四ホカ取レマセヌ、至シテ僅少ナモノデゴザイマスカラシテ、其稅金ト手數ト釣合ハナイ、ソレ故ニ多ク此稅ハ取レナイノデアル、若シ取ルヤウナコトデゴザイマスナラバ、實ニ煩雜ニ堪ヘヌカラ取シテ居ナイ、是ハ實際ノコトヲ御承知ナイト見エル、又此事ニ就キマシテハ頗ル自分ナドモ述べタイコトガゴザイマスガ、併シ諸君モ能ク御分リデアラウト思ヒマス、段々酒屋ノ稅モ輕クシタイト云フコトハ最モ望ムノデアル、併シマダ一方ニ家屋稅ガ俄ニ負擔ガ重クナルコトヲ厭ヒマスルカラシテ、是非諸君ニ於テモ此除外例ト云フ文字ハ、全ク其儘ニ存シ置クト云フコトニ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○議長(鳩山和夫君) 討論終結ト呼フ者アリ
 (「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
 ○議長(鳩山和夫君) 然ラバ討論終結シタモノト認メマス、第五條本文、並ニ第一號ニ就イテ採決致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
 起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、然ラバ既ニ此附則ハ否決セラレタモアランコトヲ希望致シマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○議長(鳩山和夫君) 討論終結ニ異議ハゴザイマセヌカ
 (「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 然ラバ討論終結シタモノト認メマス、第五條本文、並ニ第一號ニ就イテ採決致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
 起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、然ラバ既ニ此附則ハ否決セラレタモアランコトヲ希望致シマス

○中島又五郎君(二十四番) 一號ハ元カラ種ツテ居リマス是ハ法律デ種ツテ居リマス

○議長(鳩山和夫君) ドウ云フ譯デ改正シテ出シタノデス

○中島又五郎君(二十四番) 此百石ト云フノハ元カラ法律デ是ハ定シテ居ル

○久保九兵衛君(九十六番) 是ハ過日委員會ノ結果ヲ報告致シマシタ時ニ申シマシタ通、此百石ト云フハ現在制限ガ立シテ居ルノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) サウスルト此一號ハ委員會ノ報告デハゴザイマセヌカ

○久保九兵衛君(九十六番) サウデゴザイマス

○議長(鳩山和夫君) ソレデハ本號ハ採決ノ要ガアリマセヌガ、本文及一號ハ現行法ノ條文ト書キ方ガ違シテ居マス、且ツ此改正案ガ成立シマシテモ、否決シタ以上ハ本文ト一號ハ此改正案ノ一部トナラヌコトニナリマシタ、次ニ濁酒ノ五十石トアルノラ三十石ニスルト云フ委員會ノ修正、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス
 ○久保九兵衛君(九十六番) ソレハ違フ、改正案ガ五十石ニスルト云フノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) 原案ノ五十石ニ就イテ採決シマス、五十石ニスルト云フニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、ソレカラ白酒、味淋、燒酎、酒精ヲ十石ニスルト云フ、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、ソレカラ茲ニ委員會ノ報告、即チ第十條中「酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル醪」ノ下ニシテ腐敗シ酢元ノ用ニ供スルモノ、外ノ十八字ヲ插入ス」是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數
 ○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、本案ハ是デ全部否決セラレマシタ、次ハ日程第二十二

○議長(鳩山和夫君) 本案ハ是デ全部否決セラレマシタ、次ハ日程第二十二

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、自家用酒稅法中改正法律案 確定議

シテモ、種々政府委員ニ質問ヲ致シマシタ所ガ、斯ノ如キ政府委員ノ御答ガアル、自家用酒ノ方ニ就キマシテハ、一月中マデ居出デノ者ハ二十九万三千八百餘人、當一月ヨリシテ二月ニ至レバ、是ニ七八万モ増加スル、最初ノ見込通位ノ居出ガアルダラウト云フコトデ、ソレカラ又一方ノ酒屋、即チ清酒若クハ白酒ト云フモノ、一月マデノ見積石高ハ、四百五万五千石ト云フコトデアル、是モ尙ホ皆造ニ至リマスルト云フト、四百十万石以上ニモナルト云フコトデアル、而シテテス、此現在ノ居高ガ當初政府ニ於テノ見込高トハ、果シテ増シテ居ルカ、減ツテ居ルカト云フコトヲバ調べマスルト云フト、當初政府ノ見込高ハ、即チ三十年度ニ對シテハ凡ソ三百六十万石ト云フ見込デアツタノデ——三百六十万石ト云フ見込デアツタノガ、一月後ノ居高ト云フモノハ、既ニ四百五万石以上ニ上ボツテ居リマスノデ、斯ノ如ク當初ノ豫算ヨリハ、遙ニ此清酒ト云フモノハ澤山出來テ居ルト云フモノハ、何ガ故ニ斯ノ如ク意想外ニ澤山出來タカト申シマスルト云フト、即チ一方ニ於テ、自家用酒ニ此制限ヲ立テタ結果トシテ此ニ至シタノデアル、是ハ何人デモ直チニ能ク分ル、一方ニ制限ヲシテ、是ニ以上ノモノハ造ラセナイト云フコトニナルト云フト、一方ノ方ニソレヲ補フダケノモノト云フト、即チ一方ニ於テ、自家來ナケレバナラス、即チ素人屋ニ制限ヲ立テタノハクロウト屋デ以テ、ソレダケノ補ガ出テ來ルト云フ、然ルニ今之ヲ無制限ニスルト云フト云コトニナマスト云フト、果シテ如何デゴザイマセウ、私ハ恐ル、少ナクトモ國庫收入ノ上ニ於キマシテハ、二百万圓乃至二百四五十万圓ノ不足ガ出テ來ルデアラウト思フ、ナゼ斯ク申シマスルト云フト、今之ヲ自家用酒ト云フモノヲ無制限ニ致シマスルト云フト、今日ノ三十万人、凡ソ三十万人以上ト云フモノハ、少クトモ七八十万人位ニアルデゴザイマセウ、サウ致シマスルト云フト、ソレダケノモノハ、一方ノ酒造家デ以テ造リマスモノガ、片方ノ自家ノ方デ出來ルカラシテ減ツテ居ル、凡ソ其高ト云フモノヲ、彼是參酌致シマスルト云フト、少クトモ五十万石カラ六十万石ト云フモノハ、差引キ出入りガアルデアラウト思フ、サウ致シマスルト云フト、今假ニ自家ノ稅ガ三圓ト見ル、是ハ現行法ノ一圓——二圓ト云フコトニナツテ居リマスルガ、假ニ三圓ト見マシテ、而シテ營業稅ハ七圓デゴザイマスルカラ、其差四圓アル、此四圓ヲバケ減ツテ來ルノデアル、是ダケノコトハ、何人デモ能ク見易キ所デアル、今此改正法案ニシテ、之ヲ是認スルコトニナリマスレバ、獨リ第九議會ニ於テ可決シタモノヲバ、忽チ十議會ニ於テ其實施ノ結果如何ヲ見ズシテ、改正スルト云フ所ノ誣ヲ免カレザルノミナラズデス、二百凡ソ四五十万圓ノ稅源ヲバ、諸君ハ何ノ處ニ於テ之ヲ求メントスル、我邦ニ於テ二百万圓以上、二百四五十万圓ノ稅源ト云フモノハ、ナカクドウモ見付ケ出スコトニ苦ムノデアル、ソレハ申スマデモナク、諸君ハ御承知ノコト、思フ、斯ノ如キ結果ガ出ルニモ拘

ラズ、之ヲバ改正シテ、是マデノ制限ヲ立て、アルモノヲバ無制限ニシテ、サウシテ一方デハ國庫ノ收入ヲ減ズルト云フコトハ、何タル御考デゴザイマセウカ、要スルニ本案ノ提出諸君ヲ見マスルト云フト、東北ニアラザレハ、西南地方ノ諸君デアル、是ハ先刻ノ草刈親明君ノ口氣ヲ御藉リ申シテ申シマスルト云フト、實ニ東北ニアラザレバ、西南ト云フヤウナ、抑々此自家用酒ノ熱度ノ——現行法デハイケナイト云フ熱度ノ高イノハ、何レニアルカト申シマスルト云フト、右ノ箇所デアル、成ル程如何ニモ現行法ノ如キコトニナツテ居リマスルト云フト、東北若クハ西南ノ地方ニ於テハ、御不自由デモアリマセウ、又從來造リ得タ所ノ農民ガ、制限ヲ立テラレテカラニ、造ラレナイト云フコトニナリマスルト云フト、如何ニモ不平モアルデアラウ、併ナガラ法律ハ申スマデモナク、其地方ノ狀況ヲ異ニスルガタメニ、一々特殊ノ法律ヲ捕ヘルト云フ譯ニハイカナイ、戰後ノ經營トシテ、已ムヲ得ズ此ニ至リマシタモノデアリマスレバ、私共ハ今此提案ヲナサレタ諸君ノ意思ハ如何ニモ御察シ申ス、併ナガラ是ヲ改正スルト云フ所ノ其結果ト云フモノハ、如何ニナルカト申シマスルト云フト、前來陳ベ來リマシタヤウナ譯デ、大イニ得失相副ハナイト云フコトニナル、之ヲ無制限ニスレバ、此提案者ノ言フニハ、自家用酒ハ増スト、然リ自家用酒ハ増スニハ相違ハゴザリマスマイ——自家用酒ノ増スニハ相違ナイケレドモ、併ナガラトウ致シマシテ、モ、百万人以上ニ上ルコトハナイ、以前鑑札料トシテ八十錢取り得ラレタ、ソレデスラモ百万人内外ニ過ギナイ、況ヤ今此稅額ニ致シマスルト云フト、一方ノ方デ假リニ此三十万人カ、八九十万人乃至ハ百万人——大見積ニ見積ツテ、百万人ト見マシタ所デ、ソレオ造ルモノト云フモノハ、一方ノ方デ減ツテ往クト云フコトハ、先キニ申シマシタ通リデアル(「長イニモウ分リマシタ」ト呼フ者アリ)御分リニナツタナラバ、直チニ此案ニ御贊成デアラウト思ハレル(「贊成々々」ト呼フ者アリ)斯様ナ譯デアリマスルカラシテ、滿場ノ諸君ニ於キマシテハ、決シテ御反對ガナイ旨トハ思ヒマスルケレドモ、サリナガラ地方ニ依ツテ狀況ヲ異ニスルモノデアリマスルカラシテ、其地方論トシテ御提出ニナツタ方ハ、是ハ已ム得ヌコトデアラウト思フテ、私モ決シテ彼是ト申ス譯デハナイデアリマス、何卒諸君ニ於キマシテ、是丈ノ自家用酒ノ納稅額、ソレカラ一方ノ酒屋ノ納稅額、サウシテ其得失或ハ損益結果如何ト云フコトヲ、能ク御考ニナツテ、然ル後ニ虛心坦懐ニ、此案ニ就イテ御贊否ヲ表セラレンコトヲ希望スルノデアリマス

○目黒貞治君(百九十八番) 唯今少數意見ヲ御陳述ニナリマシタガ、其御意見ノ主スル所ノモノハ、必要カラ主張スルノデアリマスルガ、此點ニ至ツテ必

此事ヲ主張スルノハ、必要カラ主張スルノデアリマスルガ、此點ニ至ツテ必

要飲クベカラザルコト、云フコトハ、漆間君モ認メテ居ルケレドモ、如何セ

シ税ヲ取ルニハ必要デモ、已ムヲ得ヌカラ現今ノ法律ノ儘ノ通リニシテ往ク、

ソレハ税ヲ取ルタメデアル、斯ウ云フ風ニ開エマスガ、税ヲ取ルタメニ必要ナモノモ許サスト云フ、斯ウ云フ風ナ御意見デ、少數者ノ御意見ヲ提出ニナシタノアリマスカ

○漆間民夫君(七十一番) 必要トハ決シテ申シマセヌ、後トア速記録ヲ調べテ下サレバ分リマス、如何ニモ東北西南地方ニ在リマシテハ、農民ガ困ルハ困ルニアラウト申シタノデアル

○議長(鳩山和夫君) 佐藤忠望君

(佐藤忠望君演壇ニ登ル)

○佐藤忠望君(七十二番) 私ハ委員長ノ報告ノ通りヲ贊成ヲスルモノデゴザイマス、即チ唯今漆間君ノ述ベラレマシタ少數ノ意見ニハ反対致スモノデゴザイマス、テ、私ハ甚ダ呐辯デゴザイマスルカラ、極ク簡單ニ申ベマスルガ、先ツ漆間君ノ述ベラレマシタ説ニ就キマシテ、大イニ其事實ニ違フテ居ル所ガゴザイマスルカラ、是カラ一ツ辯シヤウト思ヒマス、漆間君ノ述ベラレマシタ御説ハ、隨分御長クゴザイマシタケレドモ、要スル所此第九議會ニ於テ改正致シテヨリ、マダ日モ淺イ今日ニ於テ、之ヲ改正スルト云フコトハ、如何ニモ朝令暮改ト云フ説ガアルト云フ一點、ソレカラ此改正ニシテ行ハレタナラバ、ソレガタメニ歲入ニ於テ二百万圓トカ、二百五十萬圓トカ減額ニナラウト云フ、此二點ニ過ギナイヤウニ承知致シマシテゴザイマス、成ル程昨年ノ議會ニ於テ一旦定メシタルモノヲ、之ヲ今日ニ改正スルト云フヤウナコトハ、如何ニモ御説ノ所ハ御尤モノヤウニモ聽受ケマス、併ナガラ昨年定メタ法律デゴザイマシテモ、本年其法律ニ不可ナルコトヲ發見致シマシタコトナラバ、是ヲ改正スルニ何モ差支ナイコトデアラウト私ハ思フ、如何ナレバ昨年ノ法律ガ不可ナル事丈ヲ此處ア簡單ニ御話ラ致シテ、漆間君ノ説ニ反対ノ意見ヲ陳情ノ異ナル事丈ヲ此處ア簡單ニ御話ラ致シテ、漆間君ノ説ニ反対ノ意見ヲ陳ベヤウト思フ、ソコデ漆間君ハ昨年ヨリ本年一月マテノ清酒製造高ガ增加致シテアルハ、畢竟自家用料酒ニ制限ヲ置イタタメニ増加シタノデアル、ソレデ若シ之ヲ無制限トシタナラバ、必ズ斯ノ如キ增加ヲ見ルコトハナイデアラウト云フ御説セゴザイマシタケレドモ、是ハ唯漆間君ノ空漢タル想像ニ過ギナイノデ、ナゼナラバト申スト、此自家用料酒法案ヲ施行致シマシタノハ、受ケテアルノハ濁酒デアル、是ハ即チ製造ヲシマスルノニ、日數モ至シテ掛カト云フト、漆間君モ御承知ノ如ク、委員會ニ於テ政府委員ノ御説明ニ依リマ

スレバ、案外ニモ此濁酒ト云フモノハ賣レ口ガ悪ルクテ、又案外ニモ其濁酒屋ノ増加ハ見ヌト云フコトデアル、增加シタニハ相違ナイケレドモ、思ヒノ外デアル、是等ハ何ニ依シテ來タノデゴザイマセウ、デ、其原因スル所ヲ能ク尋ネテ見マスルト云フト、彼ノ東北地方トカ、西南地方トカ、頻リニ言ハレマシタコトデゴザイマスルガ、今此自家用料酒ノ最モ盛ナ地方デゴザイマシテハ、之ヲ飲マヌト云フコトニハイカナイ、造ラヌト云フコトニハイカナイ、何ゼナラバト言ヘバ、先刻モドナタカノ御意見ニモゴザイマシタ通、都會ノ地ハイザ知ラズ、酒屋ヘ三里豆腐屋ヘ五里ト云フヤウナ地方ニナツテ見マスルト、一升ノ酒ヲ買フト致シマシテモ、一日ノ手間ヲ漬サネバ酒ヲ買フコトガ出來ヌト云フ有様、ソレガ十分餘裕ノアル人テアツテ、灘ノ薦冠リデモ舊ヘテ置カレル人デゴザイマスルナラバ、格別ゴザイマスケレドモ、地租十圓以上ト云フテ見タ所ガ、其多數ハ十圓以上二十圓未満ト云フアタリガ一番多數デアル、ソレ等ノ人ハ農業ノミヲ以テ、果シテ十分餘裕アル生活ヲナシ得ルヤ否ヤ、是ハ私ガ言フマデモナク、諸君ハ十圓以上ノ人ト雖モ、今日生活ニ困シテ居ル人が多數デアルト云フコトハ、諸君ハ御承知デアラウト思フ、斯ノ如キ人ガ一升ノ酒ヲ買フノニ、一日ノ暇ヲ潰シテ之ヲ買ヒマシタナラバ、其價ハ二十五錢ト言ヒマシテモ、或ハ五十錢、六十錢ニ當ルコトデアラウト思ヒマス、斯ノ如キコトハ到底出來得ナイカラシテ、サレバト言フテ、此法律ニ於テ禁セラレテアルモノデゴザイマスルカラ、已ムヲ得ズ此法律ノ冗ヲ潛シテ密造者ト云フモノが續々出來テ來ル、其密造スル仕方ハ如何デアルカト言フト、是等ハ濁酒屋デ出來マンタ醸ヲ買入ルトカ、醪ヲ買入レテ來ルトカ云フコトヲシテ、サウンテ密造者ナルモノガ澤山出來テアル、然レドモ此法律ノ上カラ申シマスルト、一般ニ營業ヲ許シテゴザイマスルモノラバ、其收稅官吏ハ其營業者ノ家ヘ往シテ検査スルコトモ出來テアル、此所ニ地租十圓以上トスル所ノ制限ガゴザリマスカラシテ、其制限以外、即チ此法律ヲ以テ禁セラレテ居ル所ノ營業者外ノ者ニ向シテ、検査ヲスルト云フヤウナコトハ、到底出來得ナイノデアル、ソレデアルカラシテ、此取締ト云フモノモ十分出來ナイ、其出來ナイ所カラシテ、密造者即チ脫稅者が多く出來テ居ルデ脱稅者ガ多ク出來テ居リマシテ、即チ唯此法律ノ上ニ於テハ減シテゴザリマスケレドモ、其實ニ於テハ却テ益、今度ハモウ唯造ラレルト云云フモノモ十分出來ナイ、其出來ナイ所カラシテ、密造者即チ脱稅者ガ多ク出來テ居ルデ脱稅者ガ多ク出來テ居リマシテ、即チ唯此法律ノ上ニ於テハ減シテゴザリマスカラ、政府ノ豫算、即チ三十八万四千人ニハナルデアラウト云フ、一月中マデニ定シタモノデアル、想フニ今後マダ年度モアルコトデゴザイマスカラ、政府ノ豫算、即チ三十八万四千人ニハナルデアラウト云フ、

政府委員ノコトヲ信シテ過ベラレマシタケレドモ、想フニ私ハ是モ果シテナルヤ、ナラヌヤ分リマセヌ、一體政府委員ノ見込アルト云フコト

ハ違ッテ居ル、三十八万四千人ト云フ第九議會ニ於テ豫算シマシタモノハ、即チ政府ハ地租五圓以上ノ者ニハ造ラセナイト云フ方ニ依ッテ調ベタノガ三十八万四千人アル、然ラバ此第九議會ニ於テ五圓以上尙ホ十圓未滿ノ者マデモ許スコトニナリマスレバ、五圓ト十圓トノ間ニ、殆ド五十万人程ノ人ガアル譯デゴザイマスカラ、其五十万人中ニハ、必ズ自家用料酒ヲ造ル者ガ數々アラウト思フ、サウシマスレバ、三十八万四千人ニ止ラズ、是ガ五十万トカ、六十万トカニ上ラナケレバナラナイ數デアル、然ルニ今日マデノ有様ニ依テ見マスレバ、其願出タ者ガ僅々九万何千人ト云フ、然ラバ其皆後トハ清酒ヲ買フテ飲ンデ居ルカ、或ハ又酒ノ稅ガ多ク掛ルガタメニ、止メテ居ルカト云フト、決シテサウデハナイ、其田舎ノ有様ヲ見マスルト云フト、却テ此稅法ノ改正以前ヨリモ、尙ホ酒ヲ飲ム者ガ多イト云フ有様ニナツテ居ル、畢竟即チ是ガ密造者、即チ脫稅者ノ多イガタメニ、却テ此願出ル者モ少ク、又濁酒製造ナドモ思ノ外ニ賣レナイト云フ結果ヲ見テ居ルノデゴザイマス、斯ノ如キ有様デゴザイマスカラシテ、即チ此處ニ改正ヲ致シテ、サウシテ其一般ニ之ヲ許スト云フコトニナリマシタコトナラバ、十分是ガ取締モ附クデゴザイマセウ、何故ナラバト云フト、即チ營業者ニ對シテハ、收稅官吏ハ此家ニ就イテ検査ヲ得ルト云フコトガゴザイマスカラ、此法律ノ範圍外ニ置イタモノヲ、之ヲ範圍内ニ入レマシタコトナラバ、十分ニ取締モ附イテ、所謂脫稅者、密造者ガナクナルデアラウト云フノガ、即チ此本案ヲ提出致シマシタ所ノ理由ノ一ツニナツテ居リマス、即チ是ガ漆間君ノ反對セラ、所ノ第一ニ對シテノ御答デアル、辯駁デアル、ソレカラ此收入ノ上ニ於テ、二百万トカ二百五十万トカ云フモノハ減ズルデアラウト云フ御説ガゴザイマシタ、其二百万トカ二百五十万トカ云フ金ハ、ドウ云フ處カラ御算出ニナリマシタノデゴザイマスルカ、是ハ一向御不シガゴザイマセヌカラ分リマセヌガ、左様ナ歲入ノ減額ニナラウト云フコトハ、存ジモ寄ラヌコトアル、私ハ却テ此歲入ノ上ニ於テ、大イニ増額スルデアラウト思フ、何故ナレバト云フト、唯今申述ベマシタルガ通、酒造稅ナルモノニ於キ即チ彼ノ密造者ナル者モ續々出テ、裏面ニ隠レテヤルノヲ、表面ニ現ハスト云フ丈ノコトデゴザイマスカラシテ、寧ロ其自家用料稅ノ方ニ於テ増加シタ文ノモノハ、全ク其増加スルモノニアラウト思フ、併シソラ少々ノ違ヒハゴザイマスカ知レマセヌガ、多分ノコトハナカラウト思フ、凡ソ自家用ノ上ニ於テ此改正ニナリマスレバ、ソレダケ増加ヲ見ルカト云フト、是ハマア餘り細カニ述べルモ諄ウゴザイマスカラ、ザット申シマスルガ、三十年度ノ豫算高ニハ百十七万六千零九十六圓ト云フコトニナツテ居リマスケレドモ、私ノ算出スル所デハ、凡ソ二百六万四千圓ト云フ金ニ上ルデアラウト思フ、サウ致シマスルト、其比較ノ差ガ八十八万七千九百零四圓ト云フ、此自家用料酒稅ノ上ニ於テ増加致スノアル、テ縱令其清酒ノ方ニ僅ニ影響スル所ガアリマシ

タ所デ、此八十八万七千九百圓餘ノ金ト、雙方差引致シマシタコトナラバ、此自家用杯ト云フモノハ、寧ロ止メテシマフタ方ガ宜シトカ、或ハ政府委員ノ田尻君ノ御話ニモ、今日ノ時勢ニ於テ、斯ノ如キモノハ到底容レルコトハ出來ヌトカ云フ、ヤウナ御話ガゴザリマシテ、其今日ノ時勢ニ於テ、是ニ向シテ制限ヲ加ヘルト云フヤウナコトハ、維新前封建ノ世ニハ隨分アツタカモ知レマセヌガ、私ハ今日ノ時勢ニ於テ、却テ此衣服飲食等ニ向シテ制限ヲ飲食トカ云フモノハ、ソラモウ人間ノ必要缺クベカラザルモノニアラシテ、是ニ先刻來段々東北トカ、西南トカ云フ此攻撃ガゴザイマシタケレドモ、如何ニモ東北西南抔モ、極寒ノ地、若クハ暑熱ノ地方ニ於キマシテ、僅ニ一椀ノ濁酒、一杯ノ燒酎トカ云フモノニ依フテ、今日勞働者ガソレヲ樂ミニ、日夜營營致シテ居リマシテ、又ソレナケレバ、到底其極寒ノ候ニ、其寒サヲ凌グコトガ出來ズ、燐クガ如キ炎熱ヲ凌グコト出來ナイノデアル、殊ニ先刻申述ベマシタ通り、山間僻地ノ人民ニ於キマシテハナカノ、清酒ヲ買シテ飲ムト云フヤウナコトモ出來ナイ、サウ云フ地方ノ者ニ於テ、之ヲ禁制シマシテ、折角終日ノ勞ヲ慰メントシテ居ル者ヲ、一椀ノ濁酒ヲ取上げテシマフト云フヤウナコトハ、詰リ地方ノ勞働者ヲシテ、勞働ニ堪エナイヤウニシテシマフノデアル〔簡単々々ノ聲起ル〕殘忍苛酷ノ議論ト言ハナケレバナラヌ〔モウヨシ給ヘ〕ト呼フ者アリ〕私ハ極ク訥辯ダカラ長イコトハ申シマセヌ、委員ノ修正ニ御賛成アランコトヲ希望シマス

○堀越寛介君(百一番) 反對ノ意見ヲ述ベタイ

○議長(鳩山和夫君) 堀越寛介君

(「堀越寛介君演壇ニ登ル」)

(「討論終結ニ賛成ガアル」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 堀越君ニ許シテカラ、討論終結が出来タノデス

○堀越寛介君(百一番) 大抵是ハ分ツテ居ルコト、思フ〔ソレナラ言ハナクテモ宜イ〕ト呼フ者アリ〕無論自家用ニ制限ヲ附スベキモノデアル、又一方ニハ國家ガ酒造家ヲ保護シナケレバナラヌト云フコトハ、諸君ハ御考デアル、ソレ故ニ私ハ嘆々致シマセヌ〔討論終結ノ聲起ル〕私が出ル時ハ免角討論終結トカ、何トカ云フコトガ出マスカラ、長クハ言ハヌ、ドウゾヘンテコナル所ノ東北トカ、九州トカ云フ觀念デナク、實際衆議院議員トシテ租稅ヲ

- 法案ヲ議スル所ノ人ノ位地ト云フ、公平ナル御考ヲ以テ、少數者ノ意見ニ御賛成アランコトヲ願ヒ置キマス
- 議長(鳩山和夫君) 採決シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベントスル諸君ノ起立ヲ求メマス
- 議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス
- 〔多數々々「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ〕
- 議長(鳩山和夫君) モウ一遍坐テ戴イテ、反對ノ方ヲ採リマセウ
- 〔守屋此助君〕一遍議長ノ口カラ宣告シテカラハ二度ハイケマセヌ」ト呼フ)
- 議長(鳩山和夫君) 反對者ノ方ノ起立ヲ求メルノデス、二讀會ヲ開クベカラズト云フ說ニ贊成ノ諸君ハ起立
- 議長(鳩山和夫君) 起立者
- 議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス
- 〔異議ヲ申立テマス〕「贊成々々」ノ聲起ル
- 草刈親明君(百四十四番) 私ハ唯今ノ議長ノ宣告ニ對シテハ異議ヲ申立テマス、多數ノ方ニモ、一方ノ少數ノ方ニモ兩方ニ異議ヲ申立テマス
- 議長(鳩山和夫君) 閉鎖——投票ハ如何致シマスカ
- 〔早ク濟ム方法ガ宜イト呼フ者アリ〕
- 議長(鳩山和夫君) ソレデハ記名投票ニ致シマス——新ニ御注意シマス、二讀會ヲ開クト云フ方ガ白、即チ一讀會ヲ開クノガ贊成、二讀會ヲ開カヌト云アノガ反對デ青デス——氏名ヲ點呼シマス
- 〔町田書記官氏名ヲ點呼ス〕
- 議長(鳩山和夫君) 開鎖——投票ヲ點檢シマス
- 〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
- 議長(鳩山和夫君) 記名投票ノ結果ヲ報道致シマス
- 出席總數 百零八
- 可トスル者 五十四
- 議長ハ正半數アルカラ、憲法ニ依リマシテ可否ヲ決シマス、議長ハ二讀會ヲ開クベカラザルモノト決シマス——今日ハ是デ散會シテハ如何デス
- 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(鳩山和夫君) 然ラバサウ致シマス、明日ノ日程ハ、書面ヲ以テ御通知致シマス
- 午後四時五十六分散會
- (參照)
- 午後一時開議

第一 明治二十八年度豫備金支出ノ件(政府提出承諾ヲ求ムル件)

(委員長)

第二	明治二十八年度ニ於テ國庫剩餘金ヲ以テ豫算超過及豫算外支出ノ件(政府提出承諾ヲ求ムル件)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三	明治二十八年度特別會計豫備金支出ノ件(政府提出承諾ヲ求ムル件)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四	明治二十八年度特別會計歲入及資金ヲ以テ豫算超過及豫算外支出ノ件(政府提出承諾ヲ求ムル件)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第五	森林法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第六	戎器火薬類取締法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第七	關稅定率法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第八	遠洋漁業獎勵法案(政府提出)	第一讀會
第九	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會
第十	生絲直輸出獎勵法案(政府提出)	第一讀會
第十一	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會
第十二	消防組法案(喜多川孝經君外二名提出)	第一讀會
第十三	特許意匠及商標登録取消ノ審判期間ニ關スル法律案(元田肇君外四名提出)	第一讀會
第十四	市制中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特例廢止法律案(鳩山和夫君外四名提出)	第一讀會
第十五	市制中追加法律案(鳩山和夫君外四名提出)	第一讀會
第十六	東京市制案(肥塚龍君外三名提出)	第一讀會
第十七	千代田縣設置法律案(肥塚龍君外三名提出)	第一讀會
第十八	東京市及千代田縣連帶支辨ノ費用ニ關スル法律案(肥塚龍君外三名提出)	第一讀會
第十九	警察費ニ對スル國庫下渡金ノ規定ヲ東京市及千代田縣ノ警察費用ニ適用スル法律案(肥塚龍君外三名提出)	第一讀會
第二十	市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案(柏田盛文君外二名提出)	第一讀會
第二十一	醫士法案(中島又五郎君外三名提出)	第一讀會
第二十二	商事會社合併並組織變更法案(前川慎造君外二名提出)	第一讀會
衆議院議事速記録第二十四號正誤		
三九八	正 段 行 誤	正 段 行 誤
下 一九	豫	豫
三九九	兼	我國
上 一五	或國	